

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設(1-55)、MOX施設(1-55))」

2. 日時：令和3年8月24日（火） 13時30分～17時15分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、津金主任安全審査官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査専門職、森野安全審査専門職

日本原燃（株） 村野 理事 再処理事業部副事業部長 他30名

東京電力ホールディングス（株） サイクル技術グループ  
グループマネージャー

関西電力（株） 原子力事業本部 原子燃料部門  
原燃計画グループリーダー

中部電力（株） 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

日本原子力発電（株） 発電管理室 炉心・燃料サイクルグループ 主任

中国電力（株） 電源事業本部 原子燃料管理グループ マネージャー

三菱重工業（株） 原子力セグメント 安全高度化対策推進部  
主観プロジェクト統括 他1名

大成建設（株） 原子力本部 原子力構造技術部 専任部長代理 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

6. その他  
提出資料  
なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）  
「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/REP/180000069.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html)
- ・ 日本原燃株式会社 MOX燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）  
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」  
[https://www.nsr.go.jp/disclosure/law\\_new/FAB/180000124.html](https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html)
- ・ 令和3年7月20日  
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年8月3日  
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年8月12日  
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年8月19日  
「日本原燃（株）再処理施設、MOX施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和3年8月20日  
「日本原燃（株）再処理施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁の武田です。それではただいまから、日本原燃株式会社とのヒアリングを開始いたします。
0:00:10	本日のヒアリングはAは2年12月に申請があった設工認申請について、4月20日、8月の3日、8月の12日、19日、20日に提出があった補足説明資料について、事実確認を行うものになります。
0:00:29	規制庁側からの出席者ですが、本庁側がキシノタケダ
0:00:36	MeVからの参加がハバサキカミデ、ツガネコサク、モリノA以上になります。
0:00:46	それでは日本原燃の方から出席者の紹介と、本日のヒアリングでの説明範囲と達成目標について説明をお願いいたします。
0:00:58	日本原燃の藤野です。日本原燃もの出席者ですが、再処理事業部からムラノナガサワ、タカハシフジノMOXのほうからタカマツ、タニグチイトウ、ヤマダイシハラ
0:01:14	それから、土建関係関係でサトウ、ムラカミatガンオガセ
0:01:21	スガワラ、キョウダaスギタヤマグチ
0:01:26	それから竜巻防護対策関係ですって、ハラダメキ、タナカ鶴田サトウイシバシたかも。
0:01:35	1月だとそれから三菱重工さんから高見様、それから大成建設の方から石黒様タカハシ様御ウェブで参加予定です。
0:01:45	それから耐震関係ですね、イトウサガワ、キクチヨシダ、スケカワ、フナバカワムラ異常が日本原燃側の出席者となります。
0:01:58	本日説明する資料ですが、今の画面共有して資料になります。ちょっと説明の順番ですが、当初の都合で代えさせていただきたいなと思っておりまして、まず耐震建物06店建屋の影響に関する検討と、そのあと耐震建物の12番ですね。
0:02:16	一応関東評価用地震動ですねこちらのほうも説明させていただきたいと思えます。08番と23番はヒアリングの最後に説明させるスケジュールでお願いしたいと思っております。
0:02:30	その委員後にですね地震の0.5シミズの説明、そのあと耐震建物0107という形で進行させていただきたいというふうに考えております。
0:02:41	進行についてはよろしいでしょうか。
0:02:46	規制庁の武田です。それでは説明順につきまして規制庁が行う、特に
0:02:53	異論等がなければ、今説明があった順番で設置を進めたいと思いますがいかがでしょうか。
0:03:04	はい。

0:03:07	はい、それでは日本原燃のフジノですけどもよろしければ耐震建物 06 の方からの説明会させていただきたいと思います。
0:03:16	よろしくお願いいたします。
0:03:27	はい。こちらのほうの資料でございますけども耐震建物ゼロということでございます。こちらのほうの隣接建屋の影響に關しましての検討のほうを実施してございますが、こちらのほうの内容といたしましては直下地盤のほうに見直したものといたしまして、
0:03:43	今回のPA建屋とあと用につきましての評価といったところを見直したものを反映した資料となっております。区内といたしました。以上でございます。
0:03:55	規制庁の武田です。はい、それでは本書につきまして規制庁側から確認事項ございましたらお願いいたします。
0:04:06	規制庁ハバサキです。
0:04:07	今回資料ですね今直下地盤の条件での見直してというお話があったんですが、それ以外にもうデバイスR4 から、
0:04:20	何点か大きなといいますかですね、変更点があるかと思しますので、そういったところも含めてですね、確認したいと思います。
0:04:28	まず資料 31 ページ。
0:04:32	ただ万ですけれども、今回 33 ページに示されているようなグループグルーピングですね、次回以降の検査対象も含めたグルーピングが示されているというふうに理解してます。
0:04:47	それで、
0:04:49	実際その 33 ページに表の形でまとめられているんですけども、この結構グルーピングについては、
0:04:58	今回申請の中で、もう少し審査を終了するといえますか。
0:05:05	このブロックでいいのかどうかということですね、それから審査するという位置付けで出されているのか、それとも、あくまでも前段前段段階ですね、今の段階での案という位置付けで示されているのか、その点をまず説明をお願いします。
0:05:31	日本原燃の鈴木でございます。
0:05:34	先ほどハバサキさんがおっしゃっていただいた後者のほうになりまして案として示させていただきまして、最大、最大でもこのぐらいのグルーピングで検討を行っていかうというふうに考えております。
0:05:50	規制庁ハバサキですそのような位置付けというのが出て想像したんですが、ちょっと 31 ページからの文章を読む限りではですね、そこら辺も明確ではない

	ので、あくまでも現段階の案というような位置付けを明確にちょっと記載していただきたいと思います。
0:06:07	そうしますと、今別紙 1-1 のほうに今回申請対象の建屋の庶民についての案のまとめが別添ですけども、それ以外の工事回位申請対象の施設に関しての
0:06:23	別紙 1、別紙 1-1 の嚙め的な整備ですね、実際には 48 ページに今回申請分が出てますけども、
0:06:36	こういったまとめというのは、今回申請中に出されるんでしょうかそれとも 48 ページのまとめというのはこれ売価でも括弧Aと限定するという形のもんでしょうか。
0:06:48	そう考えちょっと聞かせください。
0:06:51	4 番目までございません。今回こちらの別紙 1 に記載するのは今回申請だけ載せものについては考えておまして、この次回以降につきましては、それぞれの新生界でそれぞれの建屋について示していくといったような考えでございます。
0:07:08	規制庁ハバサキです。理解しました。ちょっとその点ですね、例えば 34 ページの表のあっせんの資格が今込みのところ、ここに関してはご理解申請で解析結果を提示というふうに書いて、
0:07:23	あるんですけども、今のような位置付けがわかるような形でですね、記載のほうをお願いしたいと思います。
0:07:29	続いてですけども、賛成ません。はい。
0:07:34	規制庁カミデです。ちょっと今のところに関連してなんですけど、
0:07:39	次回申請について、
0:07:42	とりあえず 33 ページとかは全体像を見せるということで記載いただいているんだとは思んですけど、実際の評価とかは当然、第 2 回以降だと思んですけど、
0:08:01	その点と、第 1 係の判断には関係ないんですが、いつごろから中身を説明したいとかっていう感は考えはありますかって言うのも
0:08:14	ある程度浮力が確定しないと、こういうものを考えの認識を合わせられないと、第 2 回以降の申請の準備かということであれば、こういう考えていることについてはある程度話をしていくと。
0:08:29	というような考えがあるのかというちょっと見通しについて、今後、教えてください。

0:08:41	はい。日本への投資でございます。第2回目以降の部分に関しましては今共通号のところでも区画整理どこを実施の方をさせていただきまして、各申請建屋の開示するといったところ、今検討しているところでございます。
0:08:58	それに合わせて地盤モデルの検討のところもですね併せて検討のほうを実施しているところです。今のところその対象の建屋といったところが明確になってきた段階において、多分この部分の隣接といったところに対しても、
0:09:16	もう私どもの少し考え方っていったところを誤字JAにですねこれ説明しておいた方がですね、第2回目申請以降の中で、そこが出ないのかなというふうに思っております。そういった意味では②対象建屋がある程度大陸申請として固まった段階のところ、隣接地。
0:09:36	そして、どのようなグループに考えていくのかっていったところもちょっと事前に調整させていただければ言って欲しいとさせていただきたいなというふうに考えているところございました。以上です。
0:09:49	はい。規制庁カミデです。ありました
0:09:54	先取りし整理をしたいという意向で終わるけど、まだ具体的なスケジュールを説明できる段階がないということで状況は理解しました今後そういう話をされるときには
0:10:09	スケジュールの管理であったりそういうところでもう
0:10:14	どういう申請か以前に体制の話なのかっていうのを明確にわかるようにして進めていったほうが良いと思ってそういったことも検討ください。現状としては1回しました。以上です。
0:10:29	日本原燃トガシでございます。これいたしました。
0:10:37	規制庁ハバサキです。
0:10:40	次回以降の選定の考え方にも若干関係するんですけども、31ページ、今回のグルーピングの考え方の個人といいますか、30ページの一番下の
0:10:55	ただですね、一応評価対象建屋の基礎幅程度をモデル化範囲というような表現がありますので、水建屋との離隔距離を一つのパラメータにするっていうのは理解できるんですけども。
0:11:13	評価対象の基礎幅と言っちゃうと、例えば4弁みたいな、比較的重要なけど小さい施設の隣におつきなした建屋なりがあるとですね、それは評価対象の基礎幅では足りないわけで質問で、
0:11:30	ちょっとこの離隔距離の考え方についてもですねもう少し今言ったような話も含めてですね、検討してもらいたいといいますかもう少し検討を深める必要があるかなというのが一つありますけれども、そう争点はまずいかがでしょうか。

0:11:51	はい、日本原燃露頭してございます。ちょっと今の記載のところが一一般的な福祉建物っていうところを意識して記載させていただいているところでございます。通常の建物であります、建物の規模感は大体8メートル角ぐらいです。である程度の8m角40メートルぐらいです。その部分といったところが、
0:12:11	聞こえるところであるといったところを少し念頭に置いて記載していたところでした。当社のハバサキさんおっしゃる通りに規模が小さいものに関しては、この部分だと見えなくなってしまうといったところが危惧されてきますし、当然当社としましては当然地域の建物であれば大きな建物の影響を受けるといったところが、
0:12:29	共通的な認識でとらえてございますので、そういったモデル化っていうところは当然規模感の大きいものというところはちゃんとモデル化してこうといったところは考えてございますので、そういった時意味でいきますと、こういった部分が誤解の生じないような形のほうで小さな規模感においてはそういった建物の隣接する建物の規模をちゃんと踏まえた上で、
0:12:49	評価対象範囲は適切にモデル化していくといったところですねわかるような形のほうで記載のほうを見直させていただきたいというふうに思います。
0:12:57	規制庁幅で技術もう少し最高のピークですか、見直しをして離隔距離というのは一つのパラメータというのは、説明されると思うんですけどですね、そこをもう少し深めた形での選考理由という形で説明をしてもらいたいというふうに思っていますので、
0:13:17	一つ離隔距離に注目した理由はですね、今言った31ページの下から数名、或いは下から二つ目のパラグラフですねジャックの話と、ボンボンからですね一つの考え方ということで、
0:13:34	説明がありますけれどもこれ、一つをアドバイスするようになっちゃうかもしれませんが、ジャックのFMのモデルから領域FMといいますか、若干モデルの領域の考え方では
0:13:51	当事務所の方もそれは自分見てると思うんですけどもそのもととなった耐特委の評価書を見ますと、やはり建屋の震動の地震時の応答の影響っていうの
0:14:05	と距離の関係の話がプラスでやってまして、それをまとめたのが今弱になっているということですので、あれはあくまでもモデル化領域の話なんですけども、地震時の建物の振動の影響がどの範囲までっていう意味ではですね、一つ参考になるかというふうに思いますのでですね。
0:14:24	ちょっとそこもあわせてですねその離隔距離をどうした動決めたらいいかということですね検討してあればというふうに思いましたので、ちょっと争点、

0:14:37	<p>巡查としてですね確認その予定があるかどうかちょっとお聞きたいんですけども、いかがでしょうか。</p>
0:14:46	<p>日本原燃がごさいます。</p>
0:14:48	<p>先ほど申し上げ挙げていただいた資料については少し目を通していなかったのもありますので、確認して集めるライセンスについても期待していただければと思います。</p>
0:15:06	<p>規制庁ハバサキです。はい。そういった記載も含めてですね議会も説明のほうをしてもらえばと思ってます。</p>
0:15:17	<p>ちょっと次の</p>
0:15:20	<p>確認事項になるんですけども、今回、49 ページから、Aと燃料加工建屋を対象とした隣接建屋の影響評価をされてまして、その中で、エネルギー管理建屋PBだけが追加されているというふうに理解してるんですけども。</p>
0:15:39	<p>今回のなぜ追加されたのか、そういう理由を説明してください。</p>
0:15:48	<p>日本原燃キョウダでございますが、以前はPd建屋につきましては埋め込みないあの規模の小さい建家でございますので、モデル化対象外としておりましたが、明確に例えば重量比何遍みただから、</p>
0:16:04	<p>対象外にするかですとか、離隔距離で言うところこれぐらい離れちゃら対象外にするといったようなそういう明確な定量的なマターについて示すことができませんでしたので、今回につきましてはPT建屋についてもモデル化して検討結果として、やはり影響はなかったねと言っちゃうと、</p>
0:16:25	<p>説明できればなといったようなところでモデル化したといったところでございます。</p>
0:16:34	<p>翌年度、はいどうぞ。</p>
0:16:36	<p>日本原燃同士でございます追加させていただきますと、やはりなかなかこの建屋のところの影響検討でいきますと、やはり今後の第2回に向けたところのやはり私どももいろんなところの耐震知見の収集といったところも、</p>
0:16:52	<p>必要かなといったところがございますので第1回の最初の部分でございますのでこういった例えば関係のところもしっかりとモデル化したものでまず評価した上で、その上で、実際の影響評価はどうなんだっていったところまで軽量化のほうで把握することが必要だというふうに</p>
0:17:10	<p>考えました。その上で従来のところはその部分の先ほどキョウダが申したところでモデル化としては見ていなかったところに対しても今後の退任に会議抜けたところとして知見も含めたところでやはりしっかりと吸収していく必要性があるなといったところも踏まえて今回Pd建屋、</p>



0:17:28	とかですね他の小さなものに関してモデル化したといったところでございます。以上です。
0:17:35	規制庁法的です今のお2人の説明で、多分それと事業者側としては理解されてるというふうには思ったんですが、要はその今回のいえ建屋を対象とした隣接の評価でPB建屋を今回追加しましたっていうのは全然そこは問題ないんですけれども、
0:17:53	次回以降の審査の中で、
0:17:57	° 同じようなですね、要は小規模な施設、どこまで見てどこまででないのかって言うの一つの線引きになるので、良かれと思ってPd出ましたっていうだけではなくてやはり何らかの選定の考え方っていうものが、
0:18:15	あると必要だというふうに思っていますので、今回それが操作その先駆けになるということなんですけども、急いで
0:18:26	今回はピンク建屋をこういう理由で運転したと。
0:18:31	例えば選定した場合都市な場合だとか、比較するだとかしない場合はいかミデの44ページとかですね、要は家で結果的に1000モデル化しても、またべきは変わらないとかですねよ、そういうフォー次回以降の
0:18:49	対象建屋の抽出の上で、今回の結果を参考にすると。
0:18:55	いうふうに今の説明で理解したんですが、そういう理解しておけばよろしいということでしょうか。
0:19:05	4-9でございます。ご認識の通りでございます。
0:19:11	規制庁ハバサキ月そういう観点を含めてですね今回フィー立てを追加されたっていうのは、やはりスギタ観点の考察を必要かというふうに思いますんですね、次回の申請での抽出に
0:19:27	役立た役立つような考察を今回の資料の中でもして参りたいというふうに思っています。今、特にそういうような記載が見受けられないんですね、ちょっと本店つなげたいというふうに思います。
0:19:41	よろしいですか。
0:19:43	につれてございませんので出資理解いたしました。承知いたしました。
0:19:48	どう規制庁ハバサキです。続いてですけれども、54ページ、下から5行目下の
0:19:57	要は、単独モデルにした時の隣地建屋の地盤のモデル化の考え方になります。
0:20:06	PA建屋の場合は58ページに示すように、基本流動化処理だといいますか一番で当面戻されたような千葉にしているかと思います。

0:20:18	一方ですね、日 105 ページで言いますか 4Bのほうですね、については、分析建屋のところの単独モデル。
0:20:29	これはどういう条件にしているのか、要は、その単独モデルにした時の流出っという部分の地盤のモデル化の考え方。
0:20:41	それについて説明をしてもらいたいんですが、
0:20:44	よろしいですか。
0:20:47	日本原燃なんかがございます。PMの検討につきましては、指定いたしましたじゃあの基本的な考え方としましては単独モデルにつきましては、建家名周辺も支配的な地盤を
0:21:02	戻すといったようなふうにご考えておまして、PARにつきましては、CiCBだったり、ABだったりという建屋の周辺の地盤が流動化処理どうというところであるという流動化処理で戻しておられません。一方で4につきましては、1 建屋の周りというのが、
0:21:20	マシ地盤というふうになっておりますので、こちらについては支持地盤で埋めているといったようなことがございます。
0:21:30	規制庁ハバサキです。日PA建屋については平等かいい同定と思われるかという話ですね前聞いてましたので建家については、プラントの地盤条件ということで、
0:21:45	要はず、その 54 ページの下から 5 行目、
0:21:51	名簿下とかところなんで、地盤のモデル化の話と、105 ページについても、下から 6 行目に、同じような文章がありますけれども、要はそこをもう少し明確な形でですね、今説明があったような趣旨の
0:22:10	御説明をここに
0:22:13	記載が必要かというふうに思います。その記載は可能ですか。
0:22:20	日本原燃キョウダでございます。
0:22:23	記載についてを修正したいと思います。
0:22:30	規制庁ハバサキです。説明のほうを充実をお願いします。
0:22:37	それと、
0:22:39	次がですね 61 ページ、62 ページ。
0:22:43	隣接建屋であるDBとCB建屋の側面ばねの扱いなんですけれども、
0:22:51	今このBとCBに関しては、地表面から側面ばねをつけているという理解でよろしいですか。
0:23:03	現在のキョウダがございます。ご認識の通りでございます。
0:23:09	規制庁ハバサキです今回直下地盤条件では、

0:23:14	行政も里道の部分ですね表層部分のひずみかなり大きくなるということで、60ページにありますようなPA建屋については、地表面からその表層部分の側面ばね、今、二つ目ですけれどもPAだと。
0:23:32	まず知ってますんで、今回の理事者建屋の地盤条件っていうのは、直下地盤でPa建屋の直下地盤条件が水平性層でずっと広がってる条件というふうにも出る出してるというふうに理解してるんですけども。
0:23:50	そうすると、dBと市民に関してもPと同じように、どうせボイドに関しては、側面ばねは考慮できないんじゃないかというふうに考えられるんですが、その点はどうか考えられてますか。
0:24:12	はい。
0:24:14	日本原燃キョウダございません。
0:24:16	今おっしゃられます通り、または地下に
0:24:19	町付近の地盤につきましては日が大きくなるといったようなところがありますので、DBCBCについてもバス停地盤との接合をすることを考えるかと思えます。
0:24:35	規制庁ハバサキです
0:24:38	後の地盤の資料でもそうなんですけど、
0:24:42	直下には条件に関しては当表層部分はもう例えば作るその場では考慮できない日見れるというならばですね同じようにしないといけないし、いや、BBB都市部に関しては周辺な別条件になってるんだとかに説明ができればなんですけれども、
0:25:00	ちょっとここが本当に即現場でのですね、つけられるのかどうかについてでもし使えるんだら、一つの理由が説明できるような形で準備をしたいというふうに思います。
0:25:17	それとですね、この点よろしいですか。すいません。
0:25:24	日本原燃キョウダでございます。教え理解いたしました。
0:25:32	はい。では、
0:25:34	引き続いて規制庁ハバサキですけれども、
0:25:41	4ページのほうに行きます。
0:25:45	これ大した話ではないんですけども、
0:25:49	105ページ、今回塩ビ委員については防護ネットについてはJAB過去モデル化しないということは説明があつて、ただ基礎に関しては、或いはそうでモデル化しますよという説明があります。
0:26:06	だから、三つ目のパークアンドライン引き上げ様ですね。それで、これも実際現象としては大して影響はないっていうのはわかるんですけども、ボンネット基礎に関しては送りがあります。

0:26:23	ので。それに対してこの連日のモデルではどう考えてるってということで説明が必要かと思ってます
0:26:31	具体的には杭は無視しているという理解でよろしいですか。
0:26:37	日本原燃キョウダごさいません。会社粉末登録については、現状モデル化には考慮しておりません。泊につきましては水平方向に対して抵抗するというたものであるというふうに認識しておりますので、水平方向に
0:26:52	抵抗しないといったようなことで、区については認識しておりますので、今回あの水平方向の検討につきまして検討ですので、今回毒についてはモデル化必要ないというふうに考えております。
0:27:05	規制庁浜崎です。江藤周辺の道路についても考え方が書かれていますのでマークについてもですね今のような説明のほう、追加の方をお願いしたいと思います。
0:27:17	日本原燃のキョウダでございます。承知いたしました。
0:27:22	あとあとすいません細かい点ではんなっちゃうんですが、一つ確認 104 ページの左の表 3-1 なんですかねなんですかね。
0:27:33	注記の一番下のアスタリスクのSクラスの 2/プルームか何て書いてあるんですが、これは今回のこの評価の中で、及び評価の中で必要な記載なんでしょうか。
0:27:47	日本原燃がでございます。今回 100 分の、この辺については、期待は必要ない箇所でございます。
0:27:55	が本文のほうでも同じような表を示しておりますのでそことの対応といったような形で同じような記載にさせていただいております。
0:28:08	規制庁のハバサキ図の説明で理解しましたのでちょっとあの、記載のほうは、もし必要ないならばヘッジかもしたいと思います。
0:28:16	それで営業Bの
0:28:20	隣接の有無の結果ということでこれ、
0:28:23	こちらからの指摘で多分追加してもらったのが 128 ページに 4Bの施設の床応答スペクトルを掲示を県されてますが、28 ページですね、この 128 ページでは 110 ページの
0:28:43	上にあるモデル図、これちょっと
0:28:47	大事なんでは見えませんが、この燃えたとしても出るのをモデルの応答なというふうに思ってますが、まずその理解でよろしいですか。
0:29:00	日本原燃巨大ごさいません。これ認識の通りでございます。
0:29:04	規制庁ハバサキ決ま、この資料の中では、この質点モデルの
0:29:12	このモデルの

0:29:14	応答スペクトルを提示されるのはいいですけども
0:29:18	実際ちょっとこれ確認したいんですけども、4Bの機器設計思うFRSっていうのは、
0:29:24	三次元のフレームモデルの応答解析結果から、評価するということでよろしいんですよね。
0:29:31	日本原燃の石橋でございます。今ハバサキ様から御指摘ございました通り当庫認識の通りですねとⅢのはりモデルで等々ギアの危機設計のですね、音を出してございます。以上です。
0:29:45	施設は技術、あくまでも110ページの上のモデルに関してはこれ機器基礎の設計用ということで説明あったんで、128ページのセット自体はいいんですけども、ちょっとこれこの資料からは、ずれちゃうんですけども、
0:30:06	地震時0001の別紙の4-5ですね設計を床応答スペクトルの作成方針。
0:30:12	そこにも110ページと同じモデルが出てるんですけども、
0:30:20	あと、ちょっと01のほうで、それ確認すればいいんですけども、それはずっと01の記載が間違っているという理解でいいんですか。
0:30:34	そうそうください。
0:30:48	次、
0:30:59	日本原燃につきましてです。ちょっと先ほどすいませんちょっと言葉の認識違いがちょっとあってもありましていつもポンプを記載させていただいてる指摘モデルっていうのが、と冷却塔見解の投資が
0:31:14	評価するための床応答スペクトルを算出するためのモデルとなっておりまして、これで床の床応答のスペクトルを算出しまして、月次学校本体の評価をしているということになります。以上です。
0:31:29	すいません日本原電サガワです。先ほどのハバサキ3のⅢっていうところと、一番強いやりとりというところを少し補足させていただきますと、支持架構自体は先島先ほどのモデルでやっていますと、SEDで支持架構の評価をやった後に記事加工に搭載されている設備
0:31:49	に対して評価をやるのであればそこから出てきたFRSを用いるということをイシバシは申したかったんですけども、今回のその搭載している設備につきましては、名設備ってなっておりますので評価に当たりましてはZPAを用いて評価をやってるっていうのが一連の流れになりますと、この辺りの話については本日提出。
0:32:09	期末どう冷却塔Bの補足説明資料の中で弱からの評価体系と応答解析、応力解析っていう関係をお示してありますので、来週説明いたします。以上です。

0:32:24	規制庁ハバサキです今説明で理解しましたようは 110 ページの上野市モデルに関しては、人すスラブの設計だけではなくて開こうについても、この応答
0:32:42	それから設計をされているというふうに理解しましたので支持架構自体が非経営ということで、
0:32:48	そういう意味では別紙の 4-5 の説明とも整合しますが非常にそれが 3-3-3 から言われた説明が
0:32:58	ちょっと重大わかりにくかったんで、今日提出される資料についてもう 1 回確認してですね、みたいと思います。
0:33:07	今の説明で理解しました。
0:33:12	最後になります。
0:33:15	トークを
0:33:17	同じ 4B の応答の 130 ページのところですので、
0:33:24	これもちょっと家事なんで中身についてちょっと言いづらいんですがしたり、下のスペクトルに関してなんですけれども、
0:33:33	接続考慮するしないで考察のところにはですねあまり影響ないみたいな話を書いてあるんですけども、特に 1 ピットのところを見ると、これこれをあまり小さいと言えないのかなというふうに思いますので、
0:33:49	これに関しては地点についてちょっと説明に関しては隣接の影響を考慮した評価をするという理解でよろしいですか。
0:34:08	日本クマガイのキョウダがございません。おっしゃられます蝶理が少し隣接のほうが一ピークで出てるような状態になっておりますので、ちょっと記載のほう、修正させていただければと思います。
0:34:22	はい。規制庁べきです。
0:34:26	やはり差がある場合とない場合はやはり
0:34:31	ALPHA やはりそれなりの記載とあと内容について検討してないというふうに思います。
0:34:38	どこの資料に関しては、今から 1 ます。
0:34:46	規制庁のタケダですね、その他報酬につきまして確認事項ございますでしょうか。
0:34:58	よろしければ、日本原燃の方から本資料についての修正方針について説明をお願いします。
0:35:16	日本原燃がございません。
0:35:20	手話がベントに申し上げますと、まずグループピングのところにつきまして、今回案として示しておりますのでそのような同様な

0:35:34	グルーピングの考え方でやっているのかといったところも中実を図りたいと思います。
0:35:42	あとモデル化のところでTn-Aルートがモデル化する市内であったりとか、PPBのモデル化するしない。そのようなどういう方針でモデル化したのかというのは、これも記載の充実といったところは図りたいと思います。以上になります。
0:36:06	規制庁の武田です。ありがとうございます。
0:36:10	それでは次の資料の確認に進みたいと思います。
0:36:15	次の資料が新しい建物の中にですね、こちらの資料につきまして、日本原燃の方から補足で説明する内容ございましたらお願いいたします。
0:36:32	日本原電の杉田でございます。こちらの資料につきましては一関が市場や雇用地震動の鉛直に対する影響評価ということで、直下地盤の応答の結果を反映したものとなっております。
0:36:47	以上です。
0:36:55	規制庁の武田です。
0:36:57	ありがとうございます。それでは本資料につきまして規制庁側から確認事項がありましたらお願いいたします。
0:37:10	規制庁ハバサキです。私のほうから1点なんですが、資料の35ページ、37ページ。
0:37:23	SSC4とですね予選それ全部崩落との比較のところでは3637ページが水平成分で4046ページかなとこれは塩ビの違いというのは、46ページは鉛直のを比較
0:37:43	この表があるんですけども、要は、36ページの37ページについても、応答比率の列を追加してもらいたいと思うんですが、それはよろしいでしょうか。
0:38:01	日本原燃杉田でございます。
0:38:03	町の水平方向の応答比率についても、記載をさせていただきます。
0:38:12	規制庁ハバサキです。そのうえでなんですけれども、水平についての考察が35ページ。
0:38:20	4Bの鉛直に関しての考察が47ページに書いてあって、
0:38:27	35ページ37ページのこの応答比率の計算をしますと大体コンマ5ぐらい前後なんです、35ページに書いてある考察は
0:38:39	その日は小さいとを対比じゃ小さいということが分社で書かれているだけなんですけれども、
0:38:47	片や46ページのちょっと見ると、大きなはほんま持続とかあるんですけれども、要は先ほどすぎると大差がないというふうに思います。

0:38:57	ので。鉛直に関して 47 ページの考察ですね、応答比が 1 を超えないから、耐震評価に及ぼす影響はないということを事業者として判断したということになって思いますけれども。
0:39:13	同じような、これ標記なんじゃないかなと、35 ページ以降も思うんですけども、
0:39:19	その点は事業者としてどう考えられてますでしょうか。
0:39:30	日本原燃杉田でございます。
0:39:32	こちら
0:39:35	水源方向につきましては、
0:39:39	同等な値もしくは小さい値となっております、鉛直につきましても
0:39:47	超えている部分は一部ありますがそれにしても
0:39:53	軽微な違いであるというところを少しいい文章に記載させていただきたいと思っております。
0:40:02	以上です。
0:40:07	はい規制庁の幅ぐらいです。ちょっと趣旨が伝わってるかどうかなんですけど要は水源のところですね 35 ページの所応答比が小さいっていうか、あまり何をもちと小さいのかっていう話と、
0:40:23	総務結果なんだどうその結果、どうなのっていう話ですね、そこが例えば 47 ページのような記載に適正化をしたほうがいいんじゃないかという意見ですね、ちょっと
0:40:40	検討のほう等してください。
0:40:44	私からは以上になります。
0:40:49	電源についてでございます。承知いたしました。
0:40:55	規制庁の武田です。その他本震につきまして規制庁が行う確認事項等ございますでしょうか。
0:41:04	規制庁カミデです。
0:41:08	この資料自体やってることは波で買えます住宅にそのまま話をするようなところはないと思うんですけど、ちょっと申請書との関係で今どう考えてるかっていうのを少し
0:41:23	認識を伺いたいんですけども、一応この話は、1 関東の話も先ほどの隣接の話もそうですけど、
0:41:36	今日、
0:41:37	本これからやる地震 00 の中では、耐震計算書の別添っていう形で評価方向なり評価結果について記載するということが書かれているんですけど。
0:41:52	今の



0:41:55	現状の申請書にはそれがついてなくてですね、どういうフォーマットでどういう内容落とし込むかっていうイメージがこちらとしてはまだわからないんですけど、その辺り、
0:42:10	今後、今用意されている様々な資料があると思うんですけど、それを例えば意識は共有できるのか、それともう特にそういう説明準備はしていないのかっていうのは、
0:42:25	ちょっとそのあたりお伺いしたいんですか。
0:42:33	2番目のスガワラです。
0:42:36	隣接とこちらの一応席がCにつきましては、おつてですね、経産省の別添で示す形につきましても用意でき次第説明させていただくことで考えております。
0:42:55	規制基本的にはこちらで今、補足説明資料として示している内容のうちですね、次回で示すところも少し補足では踏み込んで、当案ということで、
0:43:10	示している部分もあるんですけども、そういった部分を申請対象に借りてですねえと操業としたような形で申請書の添付エア添付書類の別添という形でまとめることで考えております。
0:43:30	年々サガワです。起電側の対応としましては、
0:43:36	別紙対応の中で、本日やるものとは別で、本当共通ルールを落とし込んだ別紙の再提出ってところを9月の頭にしますというところで、そこで、別紙の3-2のところから洗い出されてきた形としまして、今の一関とかばらつきとかに対して基本方針をお示しするっていうのが、
0:43:56	これになってます。本については土建当期連共通で出しますと、そこで考え方と基本方針を示した上で、実際の評価の内容っていう事で先ほどフォーマットっていうことを言葉ありましたけれども、これにつきましては、各
0:44:12	冷却塔であれば冷却塔の補足説明資料の中でやり方をやり方と、こういう計算結果っていうことことになりますということを示します。それとは別にイトウ記念耐震につきましては、計算書の作成方針というのが今別紙の中でキシノ基本方針の中に示しまして、
0:44:31	そこに対する補足説明資料っていうところも、今の共通対応の中から出てくるということになります。その中で添付で示すフォーマットっていうところとその後ろにつけると今、今言ってた別添ですね徹底のフォーマットっていうところのお示しの仕方っていうところもつけた上で説明したいということで、
0:44:50	考えているということになります。以上です。
0:44:56	規制庁カミデです。まず建物と機器展川で回答いただきましたけど建物側の話を言うと、

0:45:06	何か補正補正今日申請書に付ける形をすごく伝えようとしているのかなっていう感じがするんですけど、別にそれは申請書を見ればいいことで今まず確認者のほうを全うみたいなものをですね。
0:45:26	で、どういう内容かと思うのに盛り込まれるかっていう話なんで余計な情報があっても必要なものが不要でないものが明確になっていたりすればいいのであまりそこをガチガチにこだわらずにしかおさまってできるようなものとしてまず考えていただければと思いますけど。
0:45:46	そういった形で認識を伝わってますでしょうか。
0:46:01	はい網目のスガワラです。はい。そのですね絵姿として、今、例えば一ノ瀬東も今日の耐震建物の12で補足説明資料として
0:46:17	評価上説明が必要だと思っている内容は、こちらがフルード内容かなというふうには思っております、この中で、この部分をこの部分を載せますとかですねまあそういったところのバーが
0:46:33	導入できれば良いのかというふうに理解をいたしました。
0:46:43	はい。規制庁カミデです。それで、先ほどお話によると、おそらくそのそれぞれの建物が来連合それぞれの補足説明で、そのイメージをとということのようなんですけど、
0:47:01	今私見ているのかの地震0001-Ar5という資料の
0:47:09	ページ数で言うと115ページ、R5の比較15ページを見てですわ。
0:47:16	そこだと
0:47:19	別添4-2の別添1で一関-東っていうのがですけど。
0:47:26	ここは、建物系と機器系では壊れてないんですね。
0:47:32	そういうものをどう統合して作っていくのかというところがまず最初に認識を確認したいなと思っているんですけど、そういうところも解消されるように、
0:47:47	今後説明の準備をしてもらいたいんですけど、
0:47:52	一式こちらの問題点というか、気にしていること伝わりますと、これ。
0:48:06	日本原燃キクチ臼井ただいまいただいた御指摘に対しましては、今115ページもそうなんですけれども、別紙3の②ですね、こちらのほうの項目をもうちょっと細分化した形で、
0:48:22	今後、9月の頭の方に提出させていただくことで準備を進めております。以上です。
0:48:32	規制庁上出です。そうすると、これを細分化すると建物構築物と機器配管系でオオオカれているのかなっていう感じだったのでそういうイメージと含めて確認できればいいと思いますって、ちなみに、

0:48:48	今回の1の関東みたいなものだと思う建物の時点で応答十分小さいというのがわかっているんで。
0:48:59	そういう場合、建物はのせるとしても、機器配管系というのはどういう対応が別添の中に含まれるんでしょうか。
0:49:11	日本原燃サガワです。ちょっと今の建物側の応答が小さいというところとは別で今どのように考えていたかっていうところで時につまましては評価に使用している地震動との比較っていう言い方になってきますと、それは何かといいますと、
0:49:27	ほとんどの設備については13%を攻略したFRSで評価をしてございますので、その評価の結果を導き出した13%のスペクトルと今のうちの関東の鉛直っていうところを重ね合わせて、
0:49:44	包絡されてますねっていうことをお示しすると考えていたということになります。そこに対しまして先ほどカミデさんから指摘ありました建屋側で十分小さいということはそこまでくだらなくてもいいのかっていうところについては、ちょっとFRSがどのような挙動を示すかっていうところ。
0:50:01	もう少し確認した上で、という示し方がいいかというところは少し検討させていただきます。以上です。
0:50:11	はい、規制庁込みですオオオカ言いますと、
0:50:16	やっぱり数まで作ってみたいところもないわけではないまあこれぐらいであれば建屋濃度だけでも結構ですので、その辺りの考え方を整理しておいていただければと思ってます。
0:50:31	私の方から
0:50:36	12番については以上です。
0:50:41	規制庁コサクです。
0:50:44	カミデさんに質問したほうがいいのかもしれないんですけど、今地震0001の別紙3②の話もあったんですけど。
0:50:55	前々から私申し上げてるように一関東大特別扱いして、
0:51:02	設工認で添付書類書かれるっていうことに相当の違和感を持っていて、
0:51:07	なんで今説明あったような実情言えば、
0:51:11	全体まとめて耐震評価をすればいいじゃないかと思うんですけど、なんでこんなふうになってるんですかね。
0:51:18	なんでそれでいいんですかね。
0:51:27	規制庁カミデですけど
0:51:30	私も、

0:51:32	これ、この位置の関東を含めて、当然やる方法でも問題はないと思ってますそ ちのほうですっきりするとは思いますが、
0:51:45	事業者としては、基準地震動基準地震動ということで、分けるというんよう であれば、分け
0:51:55	そうとはいえ、許可で約束したもので、
0:52:01	許可の範囲にあるということを設置工認の中で示してもらってということに今な ってると思ってますまでちょっとその程度の回答ですけど。
0:52:12	規制庁不足であれば原燃に質問ですけど何で分けなきゃいけないですか。
0:52:21	分けたほうが合理的だと考えるっていう説明してください。
0:52:26	人間の側はですね、一関ますCにつきましては、許可のときからのつか言いと しまして、やはり基準地震動ではないというところが大きいと思っています。基 本的には基準地震動に対して通常の評価の
0:52:46	ここをですね、先行のと同様に展開をした上でっていう数は基準地震動として といっても、基準地震動としてその許可での審査に耐えるようなデータがない からということで基準地震動とは言いませんと言っただけであって、
0:53:05	この自主鉛直も含めて評価をしないといけないっていうことはどっかでも話が あった話だと思うんです。
0:53:12	その中で分けるということがそもそも鉛直を入れましょうというのは、水平があ るんだからということであって、水平を評価するときには鉛直も入れましょうと いうことだったと思うんですよ。
0:53:26	それを分けるっていうこと自体は非合理的だと思っていて、
0:53:31	許可で基準地震動としてある。あるものなのでそれだけで言うのは何ですかね 皆さんお得意の保守的にこういうことも含めてやりましたっていうことなぜこ ではやらないんですか。
0:53:44	皆さんの考えてコンセプトか全然わかんないですね。
0:54:05	日本原燃の佐藤です。すいませんとこ経費踏まえて、今の御質問にちょっとこ たえられるように、ちょっと関係者からと情報を入れてですね、お答えさせよう にいたしますすみませんちょっと今、
0:54:24	なんか僕定員も負のところで詳しい人間ちょっと今席同席してないもので申し 訳ありませんがそのように対応させていただきたいと思います。
0:54:38	規制庁コサクです。前々から補足資料とか、
0:54:47	末端の方から話を聞くというのは事実実情把握する上ではしょうがないので、 ヒアリングはここにあっというけど、この別紙で 00

0:54:59	の資料の資産なり、その上の別紙 1 といったようなところでしっかりとこの一関東の位置付けというのを整理をしてどういう方向でまとめるのが設工認として適切なのかというのをまとめてくださいと。
0:55:17	いうことを、もうずっと前からお話ししてますので、
0:55:21	そこが単に基準地震動じゃないかとかってというのは全く説明になってないので、いい加減ちゃんと整理をして説明してください。よろしくお願いします。
0:55:31	日本原燃佐藤です。承知いたしました。
0:55:35	規制庁カミデです。先ほどのサトウさんの回答効いて若干を懸念するんですけど、経緯ってというのはその三つの関東を策定した許可の経緯というよりは、今回設工認に当たって
0:55:53	なぜこういう分け方にしたのかということなので昔の経緯は終われる許可時の警報を我々アップしてますので、そうではなくて、設工認川の話としてきちっと説明をいただきたいのでよろしくお願いします。
0:56:12	日本原燃佐藤です。
0:56:13	ご指示の点、承知いたしました。
0:56:30	規制庁の武田です。その他方針につきまして確認事項ございますでしょうか。
0:56:40	よろしければ日本原燃の方から本資料の修正方針について説明をお願いします。
0:56:49	日本原燃スギタでございます。こちらの資料につきましては、の資料の修正につきましては、水平方向の応答比率の記載とそれに変わりました。考察の
0:57:06	修正というところを行っていきます。以上です。
0:57:10	荷揚のスガワラですとそれからこの補足資料ということでもないのかもしれませんがそもその前提としまして、設工認の構成としまして一関東を名で分けるのかというところの御指摘がございましたのでそちらのほうは
0:57:30	検討の上ですね整理させていただきます。以上となります。
0:57:42	規制庁の武田です。ありがとうございます。
0:57:46	それでは、次の資料の確認に進みたいと思います。
0:57:52	次の資料が耐震建物 08、地盤モデルの資料ですね。
0:57:58	こちらの資料につきまして日本原燃の方から説明事項ございましたらお願いいたします。
0:58:21	日本原燃山口です。耐震建物 08 の資料については、ヒアリングのポートにちょっと御説明させていただいた通り、最後のほうにまわしていただくというところで調整いただいたような等考えておりますが、いかがでしょうか。
0:58:39	規制庁の武田です。
0:58:43	08 が先に 13 でしたでしょうか。

0:58:53	囑託です。08 とニイさんを最後にして、その前に 00 の方なのか。
0:59:00	耐震建物 01。
0:59:02	記念 0 なのかっていうところで、私はゼロだと思ったんですけど、現在違いました。
0:59:10	いずれにしてもタケダさんはちゃんと聞いて対応するようにお願いします。はい、すみません、原燃申し訳ないんですけどもう一度お願いできますか。
0:59:26	日本原燃既設棟大変申し訳ございませんけどもイトウ地震 0001 のほうを次にさ実施させていただければと思います。
0:59:45	規制庁の武田です。それでは改めて確認ですけど、00-01 を次に行いまして、
0:59:54	それに関するゼロに行って、
0:59:58	0107 ということでよろしいですか。
1:00:03	日本原燃菊地です。はい、その順番でお願いします。終わりました。最後に 08 と 23。
1:00:10	それで全部ということで正しいですかね。
1:00:15	日本原燃のキクチですはい。
1:00:17	はい、これも自分ではいお願いします。はい、わかりました。
1:00:22	それでは続きまして地震 00-01 について、(2)に進みたいと思います。
1:00:33	本日はですね別紙 1 から 5 が確認の範囲になると思うんですけども、
1:00:40	ちょっと量も多いということもありますのでそれにもほかのヒアリングでもよろもろ指摘事項も出しているところだと思うんですけど、本日はですね大枠のところ、こちらから
1:00:56	括弧Aとコメントを差し上げようと思っております。
1:01:02	大枠のところでは日本原燃のほうから本署について説明する内容等ございましたらお願いします。
1:01:12	4 件掘出大枠といいますか今の修正をかけた部分なんですけども先ほどの別紙 3 につきましてはもっと細分化したのに見直しをしてるっていうところと、別紙 2 につきましても、
1:01:27	同様に添付書類の説明内容っていう部分をもう少し、
1:01:33	ブレークした形で見直しを行ってまして、その見直しの中で、別紙 1 から 5 までの紐づけていうところで、
1:01:44	体系的に整理できるような形で今見直しを行ってる最中プランております。以上です。
1:01:58	それでもタケダです。はい、わかりました。修正の方針について。ありがとうございます。

1:02:05	それでは規制庁側から 0001 につきまして確認事項。
1:02:12	等ございましたらお願いします。
1:02:17	規制庁カミデです。先ほど説明あったように全般まだ作業中ということなので、細かいところを一つ一つというよりは、ちょっと六つほどポイント等、
1:02:34	挙げさせてもらって、
1:02:37	関係するようなところをちょっと具体でお話をしますので、その修正作業の中にそういった観点も、
1:02:47	含めてですね、作業をいただければと思いますので、再処理のゼロ目ゼロに
1:02:57	共通のものとしてはもうお話ししますので、
1:03:02	ちょっと具体的に話をしてきますけれども、
1:03:06	まず 1 点目として、やはり分割申請における書き分けているのか、またしっかりルール化されていなくて反映されていないなというところがあります具体例を申しますと、受振 0001-R5 で言う
1:03:25	イトウ 159 ページ。
1:03:30	になるんですけど。
1:03:34	ここで車両型の間接支持構造物というのか、出てまして、
1:03:43	備考を見ると、ここは血清なので公聴会で比較結果を示しますと、
1:03:53	いう以降になってるんですけど、その一つ下を見ると、貯水機能の維持というのがあって、
1:04:03	この貯水機能も何かって言う重大事故の話なんですよ。先ほどの考えからすると、SAだから書かないのなのかなと思いきや、上手機能は書いてあるというようなそこが出てますので、
1:04:21	SAに限らずですね。波及影響のところでそんなんですけど、その分割申請における書き分けここ同じようなものに関わったりというものがありますので、その辺は全体を整理するようにお願いします。
1:04:38	結果いただけたでしょうか。
1:04:54	はい。年齢スガワラです。はいご質疑理解いたしました。はい、SEで巻かなかったり書いてなかったりというところは少しちょっとばらけているということだと思いますので、そこを調整していただきます。
1:05:10	によってサガワですって最後後半にカミデさんからありました波及影響っていうところはこの前やりとりさせていただきましたけれども、今回書くべきべきかどうかというところで、そこにジャッジが必要になるものとか概念的考え方にとどめるものっていうところで、ちょっと本当計装配管だけではなくて全体に展開していきますので今の重大

1:05:30	事故とあわせて、そのような考えとい取れるように修正します。以上です。
1:05:36	規制庁コサクです。
1:05:39	せっかく1例出たのでちょっと全体の整理状況として確認できればと思うんですけど、今の貯水機能の維持という
1:05:50	基本方針の部分について、
1:05:54	これはごめんなさいえっと、今の別紙4-1ではあるんですけど、これ、これに対応する基本設計方針がどこで別紙2ではどういうふうな整理をしてるかっていうのを、
1:06:09	当該場所を教えてくださいませんか。
1:06:12	それで、今回こうなっている状況というふうに説明してください。
1:06:17	INESスガワラです。少々お待ちください。
1:06:38	日本エヌスガワラです。お待たせいたしました。本文の勤務設計方針につきましては、血糖アルバム資料のですね、ページは48ページを求めます。
1:06:57	48ページが一番上のところにポツですね、ここで機能をに対する機能維持の件が書いてございまして、こちらのKと詳細というところが、
1:07:14	先ほどのべし。別紙4-1。
1:07:19	ほかにもおりにいくというところですね。真につきましては、こちらのほうですね、このポツの本文の記載事項に対応する。
1:07:34	基本方針ということで先ほどの別紙4-1のところにひもづくように、ちょっとまだ整理中の部分もございましてけれども、そういった立てつけになるかなというふうに考えております。
1:07:48	規制庁こそ別ページ右のページを教えてください。
1:07:53	はい、少々お待ちください。
1:08:30	お待たせしました。日本原電スガワラですと95ページ。
1:08:35	お願いいたします。
1:08:47	こちらの
1:08:51	項目番号で申しますと、
1:08:54	32番のところ、先ほどの本文に該当する部分になっております。
1:09:19	規制庁コサクです。ちょっと
1:09:23	32番のところの量販に法と、
1:09:28	入ってます系統、
1:09:33	そのあとの等々ですかね。
1:09:37	はい、ここになります。規制庁コサクですってこれちょっとどう図ら来てるので。
1:09:44	そもそも何を語っている。
1:09:47	場所なのかがよくわからないんですけど。



1:09:51	日本原電のスガワラです。ちょっと今御指摘のところがまさに今ちょっと整理しております、その分のところからはBCクラスの部分になっていて、ちょっとですね今ここで若干作り過ぎていた感が
1:10:10	ございまして、ちょっと展開の方をもう少し考えたときにちょっとここ、分けたほうがいいかなということをやっと今検討しておりましたので、ちょっとその辺りも整理して次回、ちょっと見直したいなという部分になっておりました。
1:10:28	規制庁、古作です。わかりました。なぜここ開いたかっていうのはわかりいただいていると思うんですけど、ここで何がぶら下がりそれによって店舗
1:10:40	第二段階にどう説明するかということを検討するために整理をしてるんですけど、この部分が定義と言われ、
1:10:49	しかも今のそのもとの基本設計方針が、
1:10:53	丸めて書いてしまっているということもあって、紫がうまくできずに、
1:10:58	平たくなってしまうと何も議論ができないので、この作業意味がなくなっちゃうんですよね。
1:11:05	なので、そういった整理をした上で話をしないといけないかなということの入口として、カミデの言ったようなことが最終的には出てくるということだと思いますので、精査をよろしくお願いします。
1:11:21	はい営業権スガワラです。はい、承知いたしました。
1:11:30	規制庁カミデです。続けて2点目ですけども。
1:11:38	これは単純な話で資料の書き込みですね、その辺の作り込みが足りていないと。
1:11:46	ということで、具体的に1例を足すと、これも地震0001-R5で、ページ数で言うと、44ページ。
1:12:00	例に挙げますけれども、
1:12:03	Ricou-44ページのA.6のところですね、Eぽつだったりfぽつだったりというところに空冷が入ってるんですが、
1:12:17	本来であったら記載不要の記号とかワイドはずなのが抜けているということで、ここだけ見るとちょっと例として単純な所すぎる閉かと思えますけど吹き出しが入るべきところに入ってないとかですね。
1:12:37	そういうところが散見されますので、全体的にエース見直して修正作業を進めていただければと思います。
1:12:50	その点はよろしいですか。
1:12:53	日本原燃スガワラです。はいご指摘の内容を承知いたしました。この辺りも含めて全体をちょっと
1:13:02	補強がないかですね、確認の上、修正させていただきます。

1:13:09	規制庁カミデです。一応念のため確認しますが、この 44 ページのボックスなりポツは、
1:13:18	何らか記号が入るはずですよそういうその認識で渡してますかね。
1:13:25	低年齢スガワラです。はいご認識の通りでここグレーであったのグレーアウトしてしますので、会議の後東大屋の規模ですかねダイヤの番号で栄養士記憶すいません停止位置の②-5 って、
1:13:42	紐づけるという整理が必要というふうに認識しております。
1:13:48	規制庁カミデです。よろしくお願ひしますって、そうで、今の話でいうと
1:13:57	書かない理由の文章が何かおかしかったりもするのでするところも含めて全部確認いただければと思います。
1:14:07	続きですけども、
1:14:12	3 点目として、発電炉に参考例がなかったり、ていものの設計方針の
1:14:23	書き方並びに見直しが必要かと思ってます。
1:14:28	これも受振 0001、R5 のページ数は 164 ページ。
1:14:40	例に挙げますけれど、発電度 2000 参考例がないっていうのは記載がないっていうだけではなくて、中身として違うよっていうところを含むと理解いただきたいんですけども、ここはあの地下水排水設備の話をしていて、発電炉も同じようなことを
1:15:00	バリアの地下水排水設備側の項目としては同じなんですけど、再処理は
1:15:08	やってることが頭にとは違うので、ここの文章はほとんどオリジナルで考えられたと思うんです。実際この文章見てみると、
1:15:23	沼津容圧力低減のため、赤い水設備を設置しと。
1:15:30	言っているんですけど、そのあと続くのか側面の水圧を考慮しないって言って要は強くとの関係がよくわからず、そのさらにはと。
1:15:44	3 行目から 4 行目にかけては、栄養圧力低減したはずなのに、容圧力については考慮すると書いてあって、まず文書として何を言っているのかよくわからないところなので、
1:15:59	特に妻全般的文章の表現は見直していただく必要はあると思うんですけど、この網をかける中野ヒントとしてやっぱり炉と違うところっていうところは、
1:16:14	ほかにもですね、あの文章読みにくいところ多々ありますので、そういった点としてお伝えしておきますが、この点は理解いただけますか。
1:16:26	日本原燃のスガワラです。こちらの部分につきましては、ちょっと東海さんとは状況が違うということもございまして、もう少し状況に近い承諾キーのですね、

1:16:44	4を参考に記載したところがございます。要は強く低減のためと言いながら要は圧力は考慮するということは実態としてその0にはならないということで提出されたなりも用圧力を考慮するということ。
1:17:03	申し上げたかったところではあるんですバーもしちょっとその辺りがわかりづらいというところがございますので、もう少しですねあの表現のほうは、当検討させていただきたいと思います。以上です。
1:17:20	はい。規制庁カミデです。
1:17:24	そういった観点で見えていただいてさらに
1:17:27	再処理今ぱつと思いついたの屋外重要土木構築物の扱いなんかを再処理と発電炉なんかは定義しているものが違うので、そういった違いも認識して自分たちの設計方針は、
1:17:46	正しくなっているかっていう関係を持って確認いただければと思いますのでよろしくをお願いします。
1:17:57	はい、すいません平面図は、すいません。規制庁コサクです。
1:18:02	マツ。今の御説明でいうと、東海第2項、1例を挙げているので、東海第2入れとくの1として別のものを参考にしたんだったら、それも含めて書いていただくほうがいいんじゃないかなと思います。
1:18:19	その上でなんですけど、そういうことそうなのか工夫をやったFARSITEの状況を踏まえて、再処理ではどうしましょうかっていうのを検討して、審査会合で話をして方向性がある程度こともできたと。
1:18:35	いうことだと思ってもそれを最終的に宣誓書に落とし込むところの作業を今してるんだと思うんですね。
1:18:43	そうすると、ここら辺の文言を1からまた悩むっていうのがちょっとよくわからなくて、これまでの会合で行った皆さんで整理したロジックっていうのをここにただかけ表せばいいだけなんですけど。
1:18:56	そのあたり、
1:18:57	大丈夫ですか何か別の作業おっしゃってるような気がするんですけど。
1:19:03	日本でスガワラです。基本的にはですね、おっしゃっていただいた通りその解放をの資料などでも説明させていただいている内容をこちらの方にも反映するというふうなものだと思っております。
1:19:23	ただ全くちょっと一対一で当てはめるとちょっと文章がもともとつくっていなかったところもございまして、そういった例えば、少し一応コサクです。修正しているという規制庁コサクですけど一対一で当てはまるものがないということ自体が私理解できなくて、
1:19:41	こちらは基本設計方針添付書類での心配設計方針評価方針と

1:19:48	いう頭を持ってこれまでずっと指摘をしていて、それに対応する皆さん方の考えっていうのを聞いてきたということで、全くないわけではなくて、
1:20:00	確実にあります。
1:20:03	皆さんがないと思っているのは、そのこれまでやってきたことの位置付けを理解してないからだけです。
1:20:11	特にここで大事だと思ったのは、排水設備を設けるかも周囲にあるか、周囲に内科で基本的に扱いを変えるというようなことだったと思うんですけど、その辺りはどう考えているんですか。
1:20:32	日本原燃のスガワラです。
1:20:35	基本的にはここで記載して記載の考え方としましては、その周囲に地下水排水設備を設置する場合にはこういう設計の考慮の仕方にしますというところを
1:20:55	を述べているというところだということを考えております。
1:21:01	規制庁コサクですけど、なんでそこだけ使うか足らなくていい場所ですか。
1:21:07	その仕分けはどこでされるんですか。
1:21:12	そうですね基本的にはをポンドの基本設計方針のほうで、その設置審の中の対象を記載した。
1:21:29	興味系統設置するものについては、このような考慮するというふうに添付のほうに押してきているという即そういう整理かなというふうに考えておりました。
1:21:42	規制庁コサクです。そういったときに、
1:21:47	別紙 2 を開いていただきたいんですね。
1:21:51	別紙になり別紙 3 をお開きいただきたいんですよ。
1:21:56	出入口としてはここで基本設計方針のこの場所で、
1:22:00	それがどう分解されていて、
1:22:04	添付書類に展開していますと、この案件はこちら側でこの案件、こちら側でと説明できるような資料になるはずなんですよ。
1:22:15	それをこういう話題の時にパッと開けないっていうのは、作業の実施して認識をとれてないということになると思ってます。
1:22:23	なのでよく整理をした上で次回そういう説明ができるようにしてください。よろしくお願いします。
1:22:32	やはり日本原燃スガワラです。はい、承知いたしました。
1:22:42	規制庁カミデです。次 4 点目ですけども、鉄塔を、これはちょっと昨日の再処理施設に特徴的なものが含まれてその機能の展開応答考えた再処理施設等持ってる機能というのはどういうものかっていうのを、

1:23:01	丁寧に説明していただきたいということで、直接、別紙 1 とか 4 にどこまで反映するかはあれなんですけどちょっと気づいた点としてお伝えしておきます。具体的には、地震 0001R5 の
1:23:18	48 ページの一番上で、先ほど図らずもが貯水機能とここで触れられましたけど、ここでとポツに機能をアホその他の機能として挙げられていて、
1:23:36	前のところに、
1:23:39	今は記載がない。
1:23:42	国交
1:23:46	とりあえずここのかな。
1:23:49	要は、最初に施設の機能っていうのはこれこれがありますよと言ってこっからさらに添付 2 展開されてるんですけど、挙げてる機能っていうのが本当に網羅的にすべて拾われてるっていうことをどうやって確認したかっていうのを、
1:24:05	まず説明いただきたいんですけど、その機能の網羅性っていうのは、出て確認されました。
1:24:32	原電敷設少々お待ちください。
1:25:15	日本原燃受注すると再処理として持ってる機能としましては許可からの展開っていうところでどう
1:25:23	中の分類の中で述べられている機能を拾ってるっていうところになります。
1:25:33	はい。規制庁カミデです。重要度分類から展開したというだけでは、設工認の中で本当に網羅的かっていうところは、ちょっとそのつながりゅう説明いただかないといけないかと。
1:25:48	思っております、
1:25:52	そっちの今つくっていただいて、提出されている資料の中で、共通ゼロの復旧用の使用表の対象選定の手引きっていうのは出てきてまして、
1:26:08	その中だと、その再処理施設の機能っていうのが、容器であつたりなんなり何なりで、° という機能も持ってるかっていうのがかなり書き苦労されてはいますね、必要表に何を書き込むかっていうところを丁寧に検討されてる資料、
1:26:28	あるんですね、
1:26:30	お願いしたいのはそういう資料等を進め、あそこに出てる機能等耐震上で、
1:26:39	約束してる機能の整合性を説明するとかですね。
1:26:43	使用表のほうがちよつと限定的な記載になっているのであれば、同じような考え方で、その共通 06 をつくった一つの考え方を聞くなりしてですね。
1:26:57	どういう観点でそういう情報広げていって、きちんと機能機能の拾い上げていけたのかという話を聞いて耐震側で昨日か全般的に網羅されてますよという説明を

1:27:12	していただきたいですね、具体的には必要であれば補足説明資料の1、1枚作ってですね、説明をいただきたいんですけど、そういった形で説明をしていただきたいんですけどいかがでしょうか。
1:27:29	はい、皆さんがですね今のカミデさんの御指摘につきましては8月18日前回ですね、前回の資料ない設備というところの計装配管とかその辺のやりとりの中でちょっとコサクさんともやりとりさせていただいたんですけど、ここの今違う値というか、県側と過度けがで出してるものについては、
1:27:49	ロ一側と同じように書くところばかり力言っちゃっているのとあとは許可から落とし込むっていうさつき菊地が申した話ですね、そういう書き方になって、8月18日に最初の特徴的なところを書かなきゃないっていうところは理解してございましたので、今のカミデさんの御指摘踏まえまして、
1:28:07	それをどう書け下すかでそれで足りてるところまで説明できるように修正したいと思います。以上です。
1:28:18	はい、規制庁カミデです主旨は感じ取っていただけたのかなと思うんですけど、どういう資料で説明をするとか、今考えがありますか。
1:28:33	日本原電さんはです。
1:28:34	今ですね、すみません、まさに今考えてる最中っていうところで情報を今進めてるところになってまして、過去の実験と原燃の説明資料とかも踏まえてどういう情報をどこまで書くかっていうところを今考えてるところになってます。
1:28:51	ここの基本方針のどの位置に機能維持のところに書くのかっていうところを踏まえて先ほどの共通06っていう話もありましたので、ちょっと情報がすべて整理された上で、ここだけで説明するのはちょっと難しいなっていうのであれば、先ほどお話ありました補足説明資料で示すとかそこについて少し検討させてください。以上です。
1:29:15	はい、規制庁込みでその検討いただければと思いますけど、そのときに多分またすべーす試算みたいなものを丁寧につくり込んでこちらとのヒアリングの話とかも踏まえて別紙3とかが整理されるとそういうものが出てくるのかもしれないなと思う。
1:29:33	思うので、合わせて考えていただければと思います。
1:29:39	日本原燃サガワです承知いたしました。
1:29:46	規制庁カミデです。あと5点目なんですけど、
1:29:51	ちょっと話がかわってMOXのほうなんですけど、MOXは以深0002という形で資料が出されているんですけど。

1:30:01	これ知人ゼロには今ある恵山を提出いただいでいて、最初にもこうだと改訂箇所が青字で表示されてたかと思うんですけど、ちょっとMOXのほうはその処置が見当たらずでですね。
1:30:20	というふうに反映箇所を示しているのか説明いただけますか。
1:30:28	はい。日本原燃伊藤です。
1:30:31	え一つですね再処理とこちらのほうも同様に修正をかけてたんですけども、ちょっと修正箇所の明治が今ちょっとできてないような世界になっております。
1:30:43	今後の修正する際には、自覚とか、すみません、わかるように記載したいと思います。申し訳ございません。
1:30:56	規制庁カミデですそれで最初に丁寧なスターところは基本的にMOXに反映しているということを
1:31:08	なんだろうと。
1:31:11	思っではいるものですね。
1:31:16	例えばMOXの地震 0002-119 ページは、これ基本設計方針の冒頭のところなんすけど。
1:31:29	これ同じようなページが再処理側ですね 0001 の旅行の同じく 119 ページなんですけど、
1:31:42	ちょっと別添に書くものの
1:31:45	11 条とかの扱いが違うように書かれています。
1:31:51	ということで、最初には家今回R3 のMOXってまだ不十分なんじゃないかと思ってますけど、装填作業状況として実態ここです。
1:32:06	はい。日本原燃伊藤です。当ですMOXのほうについても、再処理の資料を確認しながら修正をかけているところです。ただちょっと一部、そうですね今回ご出席いただいたように追いついてないところございましたので、
1:32:25	こちらについてももう一度時書いた際には確認してきちんと合わせるようにしていきたいと思えます。
1:32:32	ございません。
1:32:36	規制庁カミデですも個数はかなり冒頭でそういうところがあって、あまり作業は進んでないんじゃないかと思ってますんで、いずれにしても、次回改訂される際には
1:32:51	最初にフェーズを合わせたり、あとフェーズが違うなというふうに使ってというのはちゃんと明示していただいた上で、リバイスかけた場所は明治でわかるような作業いただければと思えますのでよろしくお願いします。
1:33:06	はい、日本原燃のイトウですね、やっぱりしました。

1:33:14	規制庁カミデです。6点目、私のほうからはこれで最後ですけども、6点目補足説明すべき事項について網羅的に整理してくださいねという話です。
1:33:34	再処理に戻って、地震 0001、R5 の
1:33:39	677 ページ。
1:33:45	に
1:33:47	これが別紙 5 と 4 別紙 5②ということで整理いただいているもので発電炉との補足説明等を対応とりましょうと。
1:33:58	いうことにつくってるんですが、
1:34:02	左側に再処理の基本方針があるんですけど、今のところ 4-1-1 の耐震設計の基本方針だけ比較があつてですね、ほかの基本方針はあってないんですけども。
1:34:17	果たして本当にこれでいいのかと思うところあつてですね、
1:34:23	すべてがすべてこの作業 4 なきゃいけないかというわけでもないんですけど、
1:34:29	これでいいのであれば、なぜそれで網羅的に耐欠けているのかという説明が必要かと思ひますし、そういうことをやるのではなくてもすべて比較するというのは比較するでもいいんですけど、
1:34:43	特に別紙コウタケではないんですけど、
1:34:46	うん全体的には補足説明、これで
1:34:49	10 分かついていうところについては、
1:34:54	来きちつとその意識を持ってですね、今後の修正作業をしていただきたいと思ひますけどその点大丈夫ですか。
1:35:04	日本原燃キクチ率を、今ご指摘いただいた通りでして
1:35:09	さらにその別紙 2 からの展開の部分で別紙 2 の縦軸を今ブレイクしてますので、そちらに合わせて別紙 5 のほうについても同様に
1:35:22	添付書類 4 の 1-1 しかないっていうところが細分化したのものとして、修正のほうを実施しますのでそこで抜け漏れがないように修正のほうを実施し、
1:35:35	していきます。
1:35:37	すいません、日本原燃さんはですね、まず今言いたかったこととしまして、4-1-1 だけを対象にやっておらず、すべてのものを対象にしてやってございまして、そうなったときに、このページの一番左にそこだけが未しか見えてきてないので、そこは細分化しますと今キクチは、
1:35:55	今下で、中身につきましては東海で補足説明資料を進めて中身見た上で原燃の説明内容に過不足はないかという確認をして今回これを出していると。さら



	に今カミデさんの方からこれ以上のものも本当はないのかっていうところについては、本当このあと話をします。
1:36:15	網羅性の資料の時の冒頭、まあまあ半年も前になるんですけど、あそこで話した通り必要だと考えるものは入れますというところで話をさせていただきましたので、再度これを出し直すときにはその観点で、現年独自でやるべきものがあるのであればそこを追加した上で、
1:36:34	考えなきゃいけないなということで理解しました。以上です。
1:36:42	規制庁カミデです。基本的にはその別紙 5 の整理っていうよりは、2 ページになりさな利点を重要だと思いますのでよろしくをお願いします。
1:36:55	あと、今、耐震建物 01 の話が出たので、若干お伺いしますけど、678 ページで
1:37:10	項目でいうと、
1:37:13	補足第 32 番のケミカルアンカの話とか、遅く対 33 番の地震荷重と事故時荷重の組み合わせというようなものは、今、耐震建物を
1:37:28	01 の表では出てきてなかったのかなと思うんですけど、その辺りはブラッシュアップをしていくところっていう、いうふうに理解しておけばよろしいんでしょうか。
1:37:45	日本原燃さんはですね、ケミカルにつきましては、重大事故等のときに説明するということで今第 1 回のところから言ってきましたなんて年配抜いてましたというところになってございます。二つ目のこの地震時荷重と事故時荷重っていうところは、
1:38:03	本当のところだけ安全設計安全機能側で説明するというところでリストアップしてますので、資料自体は耐震じゃないところで作成するというところで今入れてなかったんですけどそれだと管理上よくないので、そこは追加いたします。
1:38:20	説明するっていうことが必要だということは社内に周知した上で理解しました。以上です。
1:38:28	規制庁カミデです。わかりました。いずれにしても整備を進めてもらってちなみにこの今耐震耐
1:38:36	30 幾つとかっていう版を独自でついてるんですけどそちらの
1:38:44	補足説明のタイトルと合わせるもしくは併記するっていう修正もそれはあわせて行われるって繰り返しますけど大丈夫です。
1:38:54	日本原燃菊地です。今、
1:38:57	イトウ補足対 30 とかっていう番号は、これ別紙 2 のシリーズの中でのひもづけになってましたので、
1:39:07	具体的な補足説明資料の名称の後ろなりにちょっと今おっ提出するとしてると、補足説明資料の盤を

1:39:16	当貸とかっていうところは整合とるように記載の方法を工夫します。以上です。
1:39:25	規制庁カミデです。おました。一応私から6点ほどお伝えさせていただきましたけど、本当にこれで全部かっていうわけでもないですし、またその例示したのを本当に一部で同じようなところが必ず複数あると。
1:39:42	いう観点ですので、その辺りきちんと見直されている中で、ケアしていただいて、今後、資料修正して提出いただくということをお願いしたいと思います。私のほうからは一緒です。
1:40:00	規制庁です。今の観点でちょっと補足大義
1:40:06	頑張っているようなところなんですけど、
1:40:11	これが正式名称ではないようなこと言われてたのでちょっと混乱をしているんですが、これまで、
1:40:19	提示されている補足との関係っていうのも、この別紙の中で明確にされていて、追加になるものを、これまで聞いているものが
1:40:32	分割されるものだったり、統合されるものだったり、
1:40:36	ということがわかるようにしましょうっていう話をしたと思うんですけど、その辺り、
1:40:43	どうなっているのかわかる方いらっしゃいますか。
1:40:46	日本原燃者でございます。そういう意味ではすいません私今さっきやめようと思ってたんですけど、込まとそもそも古いです。ここまたに今出して補足説明資料の番号が入る箇所が
1:41:01	別紙5③ですね、この中に入る箇所が蓋の追加になってると思うねそれを示すことで今までの補足説明資料とのリンクがわかるようになるのと、あとは再処理施設の補足説明資料と書いている部分別紙5-③の項目ですね。
1:41:17	ここで今コサク災害病院統廃合なり何なり、最終的な補足説明のパッケージとしてこう示すをということがわかるように、新たなパッケージを示すという形にしないといけないところでございます。それはMネットな火災の場合は一つのパッケージで補足説明資料、
1:41:37	ので、1ポツ2ポツとなっておりますけど耐震の場合はどこまで統廃合するかですけれども、かなり密なやつが一つになるのであれば、例えばですけど、別紙5-③がたまるところがあつて、東海大のやつが一番1個に対してうちが三つぐらい書いてますけどこれを
1:41:56	統合するのであれば、一つのこの説明資料のタイトルで、その中に1ポツ何とか2ポツ何とか3ポツ何とかですね走行性が仮にパッケージ化するという作業が必要になりますので、最終的にはそういう形でお見せすることになると思ってます。

1:42:11	はい、規制庁コサクですね。わかりました。耐震の作業性の方は理解されました。
1:42:18	日本原燃記述が入っ理解いたしました。
1:42:22	はい、規制庁コサクですよろしくお願ひしますって、現状だと別紙 5-②と③でもこの補足たいナンバーっていう番号がずれてるので。
1:42:32	その点でも全体整合がとれるようになっていないことになってないですから、
1:42:38	上位から整理をしていった中で、
1:42:40	今言ったように関係性を全体整理をしてわかるようにしていただければと思います。よろしくお願ひします。
1:42:48	日本原燃キクチ臼井承知いたしました。
1:43:02	その他軽重が起こら本震につきまして確認事項へ等ございますでしょうか。
1:43:16	よろしければ日本原燃のほうから本震につきまして修正方針についての説明をお願いします。
1:43:27	はい。お願ひサガワです。抽選方針としまして重大事故を含むハケこん影響もそうなんですけど、第 1 回で示す範囲等で次回に示す範囲っていうところの線引をするというのは当たり前なんですけどそれで今整合とれてないところがあるところなのでそこについては、整合とれるように見直しますっていうのが第 1 となります。
1:43:50	で、
1:43:51	2 点目としましてその安全機能っていうところに対してはちょっと再処理の特徴的なものっていうところがありますので、サガワの記載に寄せるだけではなくてそれで足りてるかっていうところをまず整理した上でこの本資料で示すのか補足説明資料で示すのかというところで、
1:44:08	少し検討した上で回答するということになります。最後に補足説明資料というところへの展開っていうところに至るまでで別紙の 2 とか別紙の 3 っていうところの書き下しが足りないというところで最後まで至らないっていうところになってますので、そこにつきましてはこの資料の目的ということで、
1:44:26	第三者が見ても最後まで行きつけるような構成というところでまとめなきゃいけないところなので、少し、少しどころか書き下した上で展開していくっていうところでちょっと過不足ないように修正したいと思います。以上です。
1:44:46	規制庁の武田です。はい。ありがとうございます。
1:44:50	規制庁カミデですけど、一応あの補足というか、しておきますけど、2 点目に伝えたのが、資料の書き込みが足りてないところがありますねという話例えばグレーハッチングところとかっていう話と、あと、
1:45:07	三つ目にお話したのが

1:45:11	実用炉に例がないかなと最初のオリジナルみたいなものところの書き方説明ぶりというのは注意したほうがいいですよと、いう話だと低迷についてはMOXもきちんとやってくださいという話。
1:45:27	をさせていただきましたので一応補足しておきます。以上です。
1:45:35	日本原燃キクチです承知いたしました。
1:45:39	規制庁コサクです。
1:45:42	今日はナガサワさんとかいらっしゃいます。
1:45:45	はい。
1:45:46	歳入限度がちゃんとございます出席しております。規制庁コサクです。
1:45:52	この別紙1から流れて基本設計方針から添付書類、補足説明するまで、その関係性を整理するっていうのはどうでもやってないことだとは思んですけど。
1:46:06	で、実用炉の場合は、これまでの許認可の実績からして、
1:46:13	それぞれ、
1:46:14	過去の人達が思いながらそういう作業をしたので、結果できているっていうこと。
1:46:19	なんだと思ってるんですけど、
1:46:22	今回こういう整理をしてしっかりやっていきたいと思いますという作業の中で、
1:46:28	なので、電力の支援者の方自体がこういう整理は、
1:46:34	やってないので、弁くらってる部分はあるかと思うんですけど、一方で、思ってることっていうのはあると思ってるのでその点でいろいろと見ていただいでですね。
1:46:45	この添付書類のこの書き方っていうのは上流としてはこういうのがあってねとかっていうのを、
1:46:51	話を一つ一つ積み重ねていただきたいなと思ってるんですけど、そういう体制徹底的てますかね。
1:47:00	日本原燃の社長ございます。私自身耐震見ておりますしそれからタニグチですとかタカハシもですね等の共通シリーズの内容をチェックするという立場にございます。°からのですね、連絡支援者ということでございますけれども、
1:47:17	耐震に関してはオーバルのプラクティスも含めてですねこれまで皆さんが扱っているという中で、それがどういう理由でですね、評価がなされ、或いは基本設計方針から展開されるというのは、今おっしゃっていただいたように、何となく頭の中でありつつ、対応してる部分もあったかと思いますが、そういった
1:47:37	ただ、これまでの知見をですね、初の取り組みかもしれませんけれども、この取り組みの中に生かしていくということだと思っておりますので、ちょっと我々も知恵を絞りたいと思います。以上です。

1:47:50	はい、規制庁コサクですよろしくお願いします。今名前を挙げられた方々は、こういう話も聞いているので、しっかりやっていただけたらと思うんですけど、何分に量が多くて、一つの条文でもこんだけのページ数になっているのでとても日れるものじゃないもんですから、
1:48:07	各条文で対応していただいている精査の方々にですね、こういった意味合いっていうのをしっかりと展開していただけていただければということでお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。
1:48:22	日本原燃長さでございます拝承いたしました。
1:48:35	規制庁の武田です。
1:48:38	それでは次の資料の確認に進みたいと思います。
1:48:42	次の資料が耐震建物 01 ですね、こちらの資料につきまして、
1:48:49	議員の方から補足で説明がございましたらお願いいたします。
1:48:54	はい、2 億円サガワです。耐震建物 01 というところで、前回のヒアリングの中でこのた耐震建物 01 っていう名前でありますけども、これっていうのが建物側と規程が共通の図書になっていて、建物側のところが、
1:49:11	いわゆる使ってこないっていうところなのでちょっと予定の標高網直させて二つに分けさせてもらいましたので今回綺麗側の範囲というところを出させていただいてございます。そんなときに、今回の修正範囲というところにつきまして、これ資料番号で R-8 まで上がってますけども、中身の具体的なところっていうところで、
1:49:31	後ろのほうですね、個別の設備代表設備とか説明内容っていうのをどうということやるんだっていうところで 47 ページ以降のところを書き下してございまして、さらに判例がわかりづらいというところがございますので、安全を見直した上で、第 1 回第 2 回でこういう説明をしたいというところで、
1:49:50	この資料の中心で修正したというのが修正内容になってございます。以上です。
1:49:57	規制庁の武田です。ありがとうございます。それでは本震につきまして規制庁側から確認事項がありましたらお願いします。
1:50:08	規制庁カミデですと
1:50:12	とりあえず作業のステータスとしては先ほどの 00 シリーズの反映はまだ完全にはできてないけどどうってことでよろしいんですかね。
1:50:25	はい、日本原燃付け加えさせてこちらの資料につきましては投票用紙に書かせていただいております通り 7 月 14 日時点の範囲までしております。

1:50:35	そうですね以降のですね、前のヒアリング等でも変えさせていただきましたダクトの保守性の話ですとか、先ほどありました内容につきましては議会の修正のときに慌ててかえさせていただきたいと考えてございます。以上です。
1:50:53	規制庁カミデですけどそうすると、
1:50:59	今回どこまでやるのかっていう感じはするんですけど、
1:51:05	ちょっと気が付いたところだけ少しだけ伝えて終わりっていう何だかよくわかんない感じになりそうなんですか。ちょっと確認したいと思ってたのか、2点ほどあって、
1:51:18	まず48ページなんですけど、
1:51:22	耐震座墊13番ですかね。
1:51:28	既設工認からの変更点ということで、
1:51:33	傾向として、
1:51:35	黒丸はあるんですけど。
1:51:39	白丸について、
1:51:46	3例を見ると、検討結果について提出と、
1:51:50	いうのはあるんですか13番に関する白丸って具体的にどういうことは、農機明示されているのかっていうのを伺いたいたいですけど。
1:52:00	はい、日本原燃カワムラですと、この耐震切れん13番につきましては、まずくる丸ビル括弧2っていうところについてなんですけれども、こちらについてはと耐震基準の13の既設設備っていうところに当たりますと、
1:52:17	そこにつきましては、本当に耐震評価にあたって入力条件の変更に当たるところへ参りますので、そこに変更っていうのは大きく中3項目ありまして、その13項目めが耐震評価に与える影響っていうのを代表で説明したように、
1:52:34	イトウ代表で説明いたしますので、白丸っていうところについては、
1:52:41	耐震基準で3点変更した部分だけを示すということになります。説明
1:52:46	日本原燃沢です。すいません。07と13っていうところで話しないと多分今のうちのカワムラの説明で足りないと思います。類型化を行ってるところが縦軸になってきまして類型化を行った各分類に対して代表設備っていうのは評価手法がこういうことですよということで説明。
1:53:06	していくと、そこに対して黒丸全部説明した上で、個々の変更点っていうのは、諸元の変更に当たりますよっていうところになってきますので、イトウ07で説明した例えば別添2っていうところの機器の寸法が線だったものが、ここが幾つになりましたっていうところの諸元の変更になってきます。
1:53:26	象限の変更っていうところにつきましては、どう評価の中ですべてエビデンスを有した上で計算書をお出ししているというので、そういうところが変わると、こう

	<p>いう評価に影響を与えますよっていうところを代表設備で説明していくっていうことになってきますので、この 13 っていうところについては、</p>
1:53:44	<p>この、この二つの設備を説明することで、影響を受けるとんと影響ないよというのが説明できると考えているというところになりますと、一方なんですけれども、ここが評価条件の変更なんですけども、例えば評価モデルとかを変えたっていう場合であった場合につきましては、こちらがね。</p>
1:54:08	<p>通帳に使った人間にカワムラでしょと保証形式最新知見も反映というところにつきまして、こちらで評価式等変更したものについては説明するっていうことになります。</p>
1:54:29	<p>すみません、森中です。評価条件っていう数値の変更であれば代表設備で説明しますっていうところで考えてたのがこの両括弧 2 のところになってまして、そもそも評価の内容自体を変えたっていうところになってきたら、ちょっとこれ、両括弧 4 のほうですね。</p>
1:54:48	<p>こっちの方で経験式への最新知見の反映とかっていうのがあるのであれば、右から二つ目のところですね、そういうところで具体的に何を変えたんだっていうところで話していくということでこれを識別してるっていうのはこれの考え方になってございます。以上です。</p>
1:55:07	<p>規制庁カミデですちょっと今の説明でもなかなか理解しにくくて、</p>
1:55:15	<p>例えばその別添 4 は今、白丸ですけど、今のお話を受け、多分寸法は変わってない。</p>
1:55:27	<p>っていうのはわかったんですけど、ここが何が変わってるんですかなんかモデルが変わっていることもあるテストですと、ちょっとその辺をもう少し具体的に教えていただけますか。</p>
1:55:40	<p>日本原燃ヨシダですとかですね、耐震減 13 の中で変更点として挙げられるものの、</p>
1:55:47	<p>例えば参照ハットリ評価諸元として要目表の中に通路やっぱりとか寸法だったりとか、そういったものが書いております。これは先ほど釜谷が言っていました計算装荷条件の変更というところに当たるものといいますの周知の変更についての妥当性を示すのが、</p>
1:56:05	<p>この耐震基準 13 となっております、その変更内容というものが、例えばこの図の変更というものは別添 1 というところでは突き詰める申し上げれば、その他のところでの説明というのはどう五つありますので、これを代表として説明をさせていただきます。</p>
1:56:21	<p>そのため、特に同じっていうによる変更ですね商売としてということになっております。以上です。</p>

1:56:32	前面積です。すいません。今のヨシダの説明を別途補足させてください。こちらの耐震基準 13、ここで実施いたしますのは、
1:56:42	耐震化断面性能といった証言等の変更というところの内容について変更したもののっていうのがございますので、それについてパラメータを説明させていただきたいと考えてございます。それについて、一連の変更部分がどういう影響があるかということをご代表説明説明した上で、
1:56:57	説明することを考えてます。一方評価式自体の変更につきましては先ほどサガワのほうから説明ありました通り、体積連 14 の中で、評価式のどういったところで変更したっていうところを説明すると考えてございます。以上です。
1:57:15	規制庁カミデです。
1:57:19	この白丸がついてる。
1:57:23	キクチっていうのは、
1:57:27	何だろ荷重条件というコマ自身は変わっていったり当たり前なんですけど。
1:57:33	それ以外のものを評価のやり方だったり何なりっていうのは、
1:57:38	何らかすべて変わってるものに丸がついてきそう理解しますがその理解で合ってますか。
1:57:46	日本原燃の白尾です。まず丸がついて中村さんがおっしゃった理解の通りつまり町ってものがこの近隣において、例えば別添 2、それから 247 政治の部分の中で何かしら変更があります。
1:57:59	あと先ほどの質問に対する回答なんですけどモリノ線香等、例えば武井さんからFDM装荷を行っている変更につきましてもこれは既設工認からの変更点としてはこの耐震基準 13 の中で開票をもって説明する結果としております。以上です。
1:58:21	規制庁カミデです。今ここ、ここを一生懸命やってもしょうがないですし、いずれこの資料が
1:58:33	出てきたときに、所は重要なポイントですが、県の認識を合わせれば良いと思うので、
1:58:41	とりあえずはこれ以上何かということはないですけど、
1:58:48	そうですね、何か注記とかはもう少しわかりやすく書いたほうがいいのかという気もしますがあまり本質的ではないので、
1:58:59	とりあえず丸がついてるものについては何ら変わっちゃった説明する書類が出てくるということでまず理解しますと、
1:59:14	系統図、
1:59:18	規制庁カミデでなくてももう 1 点、55 ページですかね。



1:59:31	55 ページは、竜巻防護対策設備という形で1 ページを超しているんですけど何か考え方とかがよくわからなくて、
1:59:48	どういう区分で考えてるんですが、竜巻防護設備系機器配管系とか、あと並び立一つの項目になるんですかね。
2:00:02	日鷄連サガワです。
2:00:04	ちょっと項目の考え方っていうところだけセット回答させてください。本資料につきましては、建物構築物等起電設備というところが流れてきてますので、今ご指摘ありました前のページをめくっていきますと、下のページ 53 億円から
2:00:22	さても建屋及び屋外使い基礎というところできましてこっから建物構築物っていう流れになってる構成になってると。なので電設備を前段でまとめてまして、後段のほうで今立てもの構築物シリーズが並んでるっていうことになってございます。
2:00:39	で竜巻防護の質問につきましては、
2:00:43	少々お待ちください。
2:00:57	図面のイシバシです。ここのと竜巻防護対策設備のCとあるところの理由につきましてははですねもっと
2:01:07	当庫港湾タイト以前の建物構築物という分類の中で、そん中の竜巻防護対策設備と、あとは東りとかですね、排気塔ですかとですとかそういう分類の中で、ここを分けさせていただいて、竜巻防護対策設備でいきましシートを作らせていただいたということになってございます。
2:01:26	以上です。
2:01:32	規制庁カミデです。今の説明がよくわからなかったんですけどなぜ、なぜ分けたのかとかそういう説明をいただけますか。
2:01:57	日本原燃の石橋です。
2:02:02	えっとですね、とてももともと建物構築物の中で今講師の方にも記載させていただいてますけれども、建物構築物の中には細かい分類として竜巻防護対策設備とかですね、あと排気塔とかですね、あとはその他ところとか、
2:02:19	ございますけれどもその中で竜巻防護竜巻防護対策設備という分類でここを所等ですね、例えば、竜巻防護対策設備という分類でことくださせていただいたというところになってございます。
2:02:37	以上です。
2:02:40	規制庁カミデです。ちなみに諸排気等はどこに今あるんでしたっけ。
2:02:55	少々お待ちください。

2:03:32	日本原燃始末です。すみませんちょっとほぼにつきましてはですねぱつと確認して別途回答させていただき、いただきたく思っているんですけどもよろしいでしょうか。
2:03:43	規制庁カミデですか
2:03:47	何というか、そういう建物構築物の中でこれこれがあるので分けましたという話であれば、他のものについても当然話ができるようにスケジュールされた状態で、資料提出なりヒアリングをしていただく必要があると思っておりますし、
2:04:05	多分社会人が今入ってなくてスコープ合うスコープ外になっちゃってるんじゃないかと思えますけど。
2:04:13	いずれにしてもですね、今 00 シリーズで
2:04:21	何の補足が必要なのかっていうことと、その中には、どういう項目に対して補足説明するのかということがスケジュールされると思ういます。
2:04:34	竜巻でいうと、なぜか耐震建物 23 にかかなり話が寄っていったりとかですね、一関オオハシについては 12 にあるとかその辺の整理ができていないと思うんですって。
2:04:51	分けることが合理的なのであれば、これでもいいんですけど、今のところ、
2:04:57	何となく場当たりに分けている、もしくはその担当する部署なりグループが違うから、連携をとれずに分けてっていうんじゃないかっていう、これはそうそうなんですけど、おてますので、
2:05:14	いずれにしても、この 01 の説明内容この目標については 0 ゼロをちゃんと
2:05:22	整理した上で等を示すのか
2:05:27	合理的なのかということを考えた上で、
2:05:32	いろいろわけなのであれば、こういう分類になってますということがちゃんと説明できるように、PARの上流から整理をいただければと思いますので、引き続き整理をお願いします。
2:05:47	日本原燃始末です。今のコアの保守的な県営と内容検討内容を確認しましてですね、あと検討した上で、こちらのほうに行って展開させていただきます。以上です。
2:06:04	規制庁カミデです。私の方からとりあえず
2:06:08	今日の段階では確認することは以上です。
2:06:16	規制庁の武田です。その他建物 0 時につきまして確認事項ございますでしょうか。
2:06:27	よろしければ日本原燃の方から本資料についての修正方針について説明をお願いします。

2:06:34	はい、日本原燃サガワです。先ほどのご指摘の議論の内容と一緒になんですけれども、やはり共通 00 の展開から先ほどの別紙関係で落としてきまして、最終的に過不足ないよっていうところの観点で修正するというので、
2:06:52	別紙シリーズとの本当の提出時期を同じように合わせて説明していくのが合理的かなということで修正事業そのように見直そうと考えてございますと、そうなったときに、先ほどお話ありました同様の話だと思ってます別紙シリーズのイトウ区分類の話からいったときにその建物構築物等竜巻とか、
2:07:11	その辺の過不足内容というところでしっかり直す必要があるというところと考えてるとこでそのような全体構成の修正をしますと、あと 1 点としましてこれ資料の修正はちょっと別なんですけども、これ今までも何度かカミデさんとか変更点っていうところを何やるんだっていうところは何回も議論になっちゃってつ
2:07:31	そこについては、本当実際のものを出すタイミングっていうところとその前に何かうまく示す方法がないかというのを考えた上で、ここの説明できるようにしたいなということで先ほど議論しながら感じてましたというところなんです。以上です。
2:07:53	はい、規制庁の武田です。はい、ありがとうございます。
2:07:58	それでは次の資料が大変懸念 07 になるんですが、時間がですね、会社化に時間を過ぎているんですけど。
2:08:09	ここで一旦区切って休憩を挟んでから再開。
2:08:14	にしたいと思いますが、日本原燃いかがでしょうか。
2:08:19	日本原燃大丈夫です。お願いします。
2:08:23	規制庁タケダです。わかりました。
2:08:28	それでは、
2:08:31	ただいま 15 時 40 分ですので、
2:08:36	55 分に再開したいと思います。
2:08:40	それでは休憩入ってください。お願いいたします。
2:08:44	画面了解しました。
0:00:01	原子力規制庁の武田です。それではヒアリングを再開したいと思います。
0:00:08	次に確認する資料としましては、海進記念 07 になります。
0:00:14	こちらの資料につきまして日本原燃の方から補足で説明する内容がありましたらお願いいたします。
0:00:22	はい、日本原燃さんはですね、海進記念 07 につきまして、これまで何度かお出しさせていただきまして大きくもらっていたコメントっていうところで説明する説明するという言葉を使いましたで説明するいうところで添付で説明するのか補足で説明するのかどこで説明するのかっていうところは、

0:00:42	がないっていうところの指摘がありましたので、18 ページ以降にこういう場所 でこういう説明をしますよっていう表をつけてまして、ページの、それを出した んですけどもそれを本部に関係下すっていうところ抜けてたっていうところだっ たので、今の資料構成としてはまず前段の
0:01:00	2 項の最初のところは類型化に対する考え方をまとめまして、それ以降、2 項 の 2 ポツ 2 行のところから先ほど申しました計算書で示すものを補足で示すも のっていうところを識別して記載した構成にしてるといふところになります。以上 です。
0:01:19	規制庁の武田です。はい、ありがとうございます。それでは本資料につきまして、 規制庁側から確認事項ありましたらお願いいたします。
0:01:31	規制庁カミデですと記載した内容についてちょっと考えていることがよくわから ないところ、単点の提案の確認を進めてもらいますけど。
0:01:46	それこっちは説明あったように、2 ポツのところいろいろ考えを変えてきたとい うことなんですけど、まず 5 ページの
0:01:58	2.1. 3 項ですか。さらなる類型化っていうところで説明されてる内容っていうの か、
0:02:10	高分ける、こういう視点で分けるということとはとりあえず読めるんですけど、そ の分けた結果、それが後ろのほうでどう説明されているのかっていうのか、な かなか読み取っ系なかったんで、このさらなる類型化っていうのはどう。
0:02:26	展開されてるのかっていうのを説明いただけますか。
0:02:31	カミデのイシハラです。
0:02:33	層理景観まず成り立ちとしましては低形式され、
0:02:38	ページめくって言いますと 12 ページになるんですが、
0:02:41	こちら形式として今 56 戸の
0:02:45	計算して並べているものに対して、さらに説明の観点での類型化を行うとい う話をさせていただいております。御説明の関係のどこかという話なんですけど も、8 ページ目。
0:02:59	右下 8 ページ目を見ていただきますと、
0:03:03	この点はですね。
0:03:05	耐震居住者具体的に 19 については類型化を活用して効率的な確認方法の 話をしておりますので、確認方法の話として、代表の場所の設備のほかにて すね。
0:03:19	向こうの変更内容の
0:03:23	サトウ計算式か差分というところに関しても類似。
0:03:28	議事内容に関しての説明というものを差し上げるということで、

0:03:32	最初の 19 の中での説明をするということで話をさせていただいたものです。以上です。
0:03:42	規制庁カミデです。場所としてはあれですかね私の頭囲に対しては 8 ページ目の上の
0:03:52	記載のところでその差が何計画っていうのを買っ見解について書いているということだと思いますけど。
0:04:02	今の記載だと例えば 2.
0:04:07	2.1. 3-3 類型カーのものについてこれこれこうしますみたいな説明にしていたかかないと
0:04:18	なかなか個々に展開されているっていうのがわからないんで、そういうふうにまず説明をして治療としてはそういうふうにつくり込んで欲しいのと、
0:04:31	あと具体の中身でいうと耐震機器電柱 3 っていうのが、
0:04:38	先ほど少し話をしていると
0:04:43	変更点の資料ですかね機構認可の変更。
0:04:47	これが、
0:04:49	中央 8
0:04:52	分類になる。
0:04:54	ということで 19 番については、
0:05:00	計算書の作成方法ですか。
0:05:05	だと思いますけど。
0:05:08	例えばその先ほどの耐震建物 01 の
0:05:14	47 億から
0:05:17	48 ページのところで、
0:05:21	耐震起電 13 番で黒マルついてるところが数えると 18 個ですとかってそういうことですか。
0:05:32	すいません、日本原燃サガワですとヨシダの話があちこちに入っちゃったので正しくお話をさせてくださいっていうところです。今の 18 っていうところについては 5 ページ目、カミデさんおっしゃる通り、設工認で評価をやる手法っていう観点でいくと 56 になってくると。
0:05:52	それを本当設工認の計算書を説明するっていう観点で行った時にその後 16 を見なくても 18 ぐらい共通的な部分が多いよねっていうところをまとめていきますという意味で 8 になりますというところですがここの文章の
0:06:07	2 ポチ目と 3 ポチ目というところがしっかりここ書かれてないのでそういうことの考え方で 18 になりますと、そうなったときに、18 っていうのはどうなるんですか

	っていうことを説明したかったのが 12 ページになってますんで、カメイさんも御質問に対してはここでおしまいです。
0:06:24	そこに対してヨシダの方が 8 とかっていうのは次の話を入れ込んだので余計わかりづらくなっちゃったっていうのが一体になってまして、じゃあ類型化って言ったところの分類としてはどうなるのっていうところで 12 ページで話をしますと、この 56 っていうものが基本方針上に示してくる計算式になりますと、
0:06:43	これらにのっかって再処理事業所としては結果を出していくと携帯式のものについては、その中で気にグレーのものについては、本当基本方針をお示しするんで今回の類型化というのは事業者の管理になってくるのでちょっと除外して話をしますと、この白抜きのものに対して、先ほどの観点で類型化をしていくと、例えば別添 2 っていうところ。
0:07:03	あと別添 12 っていうところは、これは説明の観点でいくと、一つの分類に交流できますよねっていうことでまとめるっていうところがここまでが類型化 18 っていうところの話になります。以上です。先ほどの 1039 というのは次の話である代表設備とかこれらをやった後にどう説明する
0:07:23	ムラノっていう話について書いていたっていうところに繋がっていくっていうところですよ。
0:07:29	以上です。
0:07:32	規制庁カミデです私が確認したのは今サガワさんに説明いただいたんですが、18 の分類が分類したっていうところまで今説明いただいたんですけど
0:07:47	一応そのあとも知りたくてですねこの 12 ページで分類しました。
0:07:53	計文例話はそこで終わって、じゃこの次どうなるのっていう話を教えていただきたいのでちょっとその点を説明いただけますと、
0:08:04	日本原燃お知らせ等、それこそ、すいません、私が先ほど先にしゃべり過ぎてしまったんですが、この 18 に対して説明するのが 7 ページのところ耐震基準中級一番下のところになるんですけども。
0:08:19	起電設備の耐震計算書作成についてというところで、
0:08:25	江藤式の計算式というものを示した上で、
0:08:29	例えば、去年、
0:08:32	18 日減量したもののうち、同じ分量というのはなぜ同じ分類としては、やっぱりとしてみなしているかと。
0:08:42	効率的な説明ができたかと思いましたがかというところの説明を体積比 29 の中で説明していくことになっております。以上です。
0:08:50	捜査員の計算式等を
0:08:52	チェックするなどして、

0:08:55	私たちが妥当と考えた理由というのを示していく計画としております。以上です。
0:09:03	はい、規制庁カミデです。19については起電設備の耐震計算書の続けて補足でこれは中身は経産省な
0:09:16	中身を補足して説明するようなもので50難航してもしょうがなく18個あれば網羅的に説明できるので個々に展開されるというのは、まず考え方としてはわかりました。先ほど
0:09:33	8ページのところで耐震起電中級だけじゃなくて13の話もしてましたけど13は関係ないですとこの話を
0:09:44	ミノシマシステム形式の18のまとめという意味ではこの耐震基準10サガワ関係もございません。
0:09:49	以上です。日本原燃さんあれすみません、あちこち飛んでまして、18に分類しましたってところで18に対して、じゃあどういうように、どのような説明をしますかっていうところから書いて出してきたのが6ページからになります。別添で示すとか耐震計算書、
0:10:09	そのもので示すとか補足で示すっていうのを書いてますんでその延長としまして、口側の中で今回該当してきて説明この類型化使って説明するようなものはどれが該当しますかっていうようなことを7ページに書かせていただけてまして。
0:10:25	で、じゃあ類型化の例えば56が18になったっていうものはどう示しますかっていうところはさっきヨシダ申した通りですけども、少し補足しますと、救急の中で、じゃあ、さらに18分類にしたときの端点って意味で比較表なり指揮を全部、全部並び立ててあげてここここは共通した式ですよって
0:10:45	この中で示していくってところで、A系かっていうところの考え方を示すするとか、最終的にこの類型化って説明の中では、救急のところこういう形になりますって話をするんですけども、さっきからご議論にある中身を確認するって観点で行った場合には、
0:11:02	イトウ変更点って話も出てきますので、この変更点ってのと、類型化を含めた上で説明したいということも8ページの冒頭のところに書いてあるつもりってところで、ちょっとその辺わかりづらいのでそこはちょっと丁寧に書く必要があるかなというところなんです。以上です。
0:11:22	はい、規制庁カミデですと
0:11:25	ちょっと全般的におはかりにくいのは6ページの2.2.1から
0:11:36	計算書で何をするか。
0:11:39	補足っていうのはこういうものですよって紹介を

0:11:44	ただただ書いてあって、こういうものですっていうだけなので、先ほど説明いただいたように、その結果類型化をこれらに当てはめると、こことこことここに
0:12:01	当てはまりますみたいなまとめのな
0:12:04	記載を例えば 2.2. 4 みたいな項目ですか。
0:12:10	もしくは各 2.2. 1 なりの中でどう適用してます、例えば 7 ページの耐震化で 19 のところに、ここで先ほどの 18 に対して示すんですみたいなものを説明するところですね。
0:12:27	ちょっとそういった形で資料の構成を考えていたのか等を一応流れがわかるかと思うんですけど、今現状だ何か情報をすごいぶつ切りに関連性がわからないと。
0:12:43	という構成になっているので、そのへん少し工夫いただければと思います。
0:12:50	はい、日本原燃サガワです。先ほど私のほうから説明したような内容っていうところとか業務間っていうところが不足してると思いますのでそのつなぎを充実させて、我々こう考えてますよっていうところで修正したいと思います。以上です。
0:13:09	はい。規制庁絡みですね、
0:13:14	ちょっと構成というか、考え的なところで言うと、8 ページの一番下なんですけど。
0:13:24	3.1. 1 で代表の話をしますと言って考えを示す示した後に、
0:13:33	一番下の記載を見ると、
0:13:37	なんか何でもいいということですね、この記載があると、代表設備なんか何も考えなくていいじゃないですかみたいな結論に見えてしまうんですけど、中の具体的に多分既にされてる点があって、この①から④だけではちょっと網羅できないなっていうところが
0:13:57	或いは、これから但書みたいなところでつけているんだと思うんですけど、ちょっとこれだとただし書きが非常に
0:14:06	起動するってですね、もう少し適切に限定化しないといけないと思うんですけど、具体的にどういうことをイメージして、この記載を書いたのかどういう不都合があるのかという御説明いただけますか。
0:14:19	はい、値上げでサガワです。まさにおっしゃる通りです。ここで書かなきゃいけないことっていうところで一番重要なのは網羅的に代表設備を選ぶっていうところが重要だと考えてございますと、そうなったときにこの代表設備の選定っていうところを次回含めて変えていっちゃった場合、入ってまして、



0:14:39	そうなると応力比っていう観点で最終的に水平2方向が出てきたときに代表設備を選ぶっていう観点で出てくるので、応力比で選びますということで考えて記載しました。そんなときに、第1回の冷却塔っていう所当行次回以降で出てくるところの逆転っていうところが
0:14:57	あり得るなんていう意味でこれ書いてますけども、まさしくおっしゃる通りで、それをそういうことを書けばいいと思ってます。こんな曖昧な書き方ではなくて、応力比っていう観点で逆転が起きたとしても耐震性を確保できているのであればどっちを説明してもいいというふうに考えてございますので、
0:15:15	大事なものは網羅性で抜けがないこと代表を選びますっていうことを書いた上で、応力比についてはこういう関係なんでそこは本当逆転する場所があるということも考え方をしっかり書きたいと思えます。以上です。
0:15:32	トーク成長カミデ素子終わりましたらよろしくお願ひしますって後もこの資料の説明内容に対する確認は以上なんですけど、ちょっと書いてる中身でちょっと引っかかったような記載があるので、
0:15:47	2件ほど確認しますけど、6ページの
0:15:53	2.2. 1の
0:15:59	1ポツ目ですかね。
0:16:03	1点に静水結果を上書きする対応っていうのがいきなり出てきていて、これ何のこと言ってるんだっけなと思ったんですけど、この辺り説明いただけますか。
0:16:15	その辺の善し悪しこれ示したいこととしましては、我々、添付書類の耐震計算書類の評価結果を示し際に、1.0Ss中断設計基準の結果だと。
0:16:30	同様の設備に対して重大事故として1津波Ssの評価結果というものを求めますが、その結果を二つとも示す乗らなく効率的な進め方としまして、評価条件等何も変わってないものであれば、
0:16:45	1.0とその結果を示せところに1.0Ssによる評価の結果というものを示すことで、そちらに対しても健全だということを示すということを伝えておりますこれは耐震計算書として示します。
0:17:01	ことでしたのでここに書かしてもらった上で、そのあとの見解とさせていただきます。以上です。
0:17:06	に大きな差がですね、補足させてください。この対応っていうのが、ヒアリング始まる前の対応というところで面談で相談させていただいた1年以上前にちょっとさかのぼるところもあるんですけども、この1.2Ssっていうのと計算書をどう作るかっていうところはまさしくヨシダおっしゃった、おっしゃった通りになってまして。

0:17:25	評価条件が一緒に地震力だけ変わるのであれば上書きした上で 1.2SsとSDの結果を計算書一般でお出しするというので、まさしくそれを書いていますと、これを変えた理由としましては、これ以外の対応として、別添 123 っていうところの対応の中で溢水とかや溢水薬品かさ
0:17:45	はい。重大事故っていうところの先行炉さんと同じようにその別添という形で評価結果をつけていくところがありますよっていうところになります。そちら側に重大事故の当店別添をつけるっていう項目もございまして、
0:18:02	ここは本当に今は憲法のところでしゃべってますのが設計基準と兼用のものは先ほどお話ししました通り上書きしていったにそっちで示すっていうところを考えると、別添の中では、ちょっとそこに上書きできないちゅう大事故で、
0:18:18	しかやってない評価条件とか消火手法でやったものを例えばより詳細な精緻な評価をやったものっていうところがもし出てきた場合は、設定の中で示すっていうことで考えてるということでございまして、添付の中で示すものと別添の中で示すものっていうのが、両方出てくるので。
0:18:36	そういうことをしっかり書かなきゃいけないっていうところでここは兼用する設備のうちっていう書き方をさせてもらったっていうところなんです。以上となります。
0:18:49	規制庁カミデです
0:18:52	資料のタイトルとしてこれ類型化の話をしている。
0:18:58	中低どこまで関係があるかっていうのを思いながら説明を聞いていたんですけど、
0:19:09	類型化として関係するものなんですかね、この記載っていうのを、
0:19:16	減産がですね、本当に答えから言いますと、この記載ここになくてもいいかと思えます。これなぜ変えたかといいますと、これ我々悪いくせかなというところで、憲法とお話ししましたのを説明するという言葉でその説明というのはどこでするんだっていう指摘に
0:19:34	こたえようとして 18 ページ以降の紙を作り始めまして、これを作ることに注力していた結果、ここまで書かなきゃいけないここまで書かなきゃないって深掘りしちゃっているかなっていうふうになんか感じてございまして、この資料の目的としましては類型化をやった類型化を
0:19:52	活用してどういう説明をするんだっていうところまでを示すのが目的になっているので、今ご指摘ありました。この 1.0 の上書きするとかしないかっていう対応はここには不要かなということで考えております。以上です。

0:20:08	規制庁カミデですとこの資料をそれぞれの補足修正説明資料で、ここで説明するのはどこなんだっていうのを考えて適正化を行ったのはね会話したいんですけど。
0:20:25	それで、今ここにある説明のようなPa計算書のつくり込み方っていうのは、じゃあどこで説明されるのかって言うと、例えば、
0:20:38	項目だけでいうと先ほどの地震 00 の、
0:20:43	別紙騒ぐ一体なものがあってその状況の別紙 2 とかで整理されるのかもしれないですけど、
0:20:54	その辺りの整理をきちんとしてどうなるっていうものを認識を合わせないと、ちょっとこの辺の書き方、
0:21:02	御をどうなるかっていう認識はないかと思っております。具体的には今別紙 3 見てますけれど耐震時自身 0001 のリースCさんこう見ると、
0:21:17	等も
0:21:18	耐震計算書っていうのは建物構築物と機器配管系統あと常設耐震重要重大事故対処設備という形で分かれていて、同じ先ほど言われた同じものを効率的に記載するっていうのは
0:21:36	目次からは見えなくてですねそれぞれ書くのかなっていう感じもしますので、
0:21:42	この別紙シリーズ 300 シリーズを整理する中で、きちんと整理いただければと思います。その上で、経産省にどこに何を書くのかって言うのは、
0:21:55	経産省の補足説明資料かもしれないですけど
0:22:00	ちゃんと説明するようになっていただければと思いますのでちょっと検討を行う。
0:22:07	はい、日本原燃サガワです。
0:22:10	計算書類作成としまして考え方だけ少しお話しさせてください。今の別紙の 3 号側で計算書の作成方針というのが出てきますそこには数値の丸め方っていうこととかを書かせてもらって、
0:22:25	すいません。それに対して、じゃあこの今の話っていうのはどこで出るかって言いますとそれは基本方針ではなくて、先ほどから少しお話を出して出てます補足説明資料で、先行炉さんとかが出てくるような計算書作成の補足っていうところが
0:22:42	一部耐震はちょっと待ってください。
0:22:50	規制庁カミデですちょっと加えて言うと先ほど言っていた別紙 30 の基本方針ではなくて、0001-R5 で言うと、ページ数で 115 ページの耐震性に関する計算書の中の
0:23:09	項目分けを見ながら話をしています。

0:23:19	はい、日本原燃さんがですね、すみません、ちょっと考え方をうまく伝えられなくて、今の 114 ページのところでもっとここにはリバイスをかけてますけども、114 ページのところでも今出させてもらってます別紙の 3-2 ですね。
0:23:36	耐震計算書の作成の基本方針が今後必要ですよということで今作成してますと、そこにその計算方式補強方針の中で、まずは計算書をつくるときにこういうことを書くっていう基本方針を示して、
0:23:51	で、最終的に本当補足説明資料っていうところで耐震記念 19 というところの耐震計算書の作成についてっていうものを示し、セットでお示ししようとしてございますので、そこで上書きの話とかどういうふうに計算書をまとめていくんだっていうのを、
0:24:09	示していくっていうことで考えてたというのが伝えたかったことでした。
0:24:13	そのあたりを別紙の中で展開するように、
0:24:16	きます。以上です。
0:24:23	はい、規制庁込みです。今の説明だと別紙の中なのか、耐震起電中級のなんかにより詳細にということが目下の経営かもしれないですけど来そういったところで、
0:24:40	イメージが仰せられそうだと思いますので説明の準備をお願いします。
0:24:46	はい、日本原燃サービス承知いたしました。
0:24:53	規制庁カミデです。
0:24:55	いや、あっ等ですね同じく、
0:25:01	耐震切れん 07-6 ページの 2.2. にて、
0:25:09	これもうなんかばらつきT-表対応等してですね、先ほど話が終わった一関とか、あとは液状化に隣接と県を全部なんかばらつきの対応として、
0:25:23	整理しているようなんですけど。
0:25:26	この辺希望設計方針の段階からこういうものって全部ばらつきだって整理しているのかが有効かなってちょっとどういう意味でここを書かれているのが有効かですけど説明いただけますか。
0:25:42	日本原燃サガワです。すみませんちょっと資料の構成として非常によくないので今感じてますって考え方はどこにあるかといいますと 18 ページの右上で本市にはないんだっけ。
0:25:56	うん。
0:26:01	18 ページの県費なっちゃって申し訳ないですこれ本旨のほうに書きくださないところなことをかけないというのは理解してございます。
0:26:08	これ冒頭のところでもう一度関東をどう考えるんだっていう指摘いただいているのは理解しております。ここでちょっと書かせていただいていますのが影響評価

	どう提示先っていうところはちょっと建物側と合わせる必要があるので現状建物側が本当に
0:26:26	別添で出すっていうんであれば起電は別添ですということで書かせていただいでございました。本日の指摘踏まえまして建物側としてどうするんだっていうところは本当一関踏まえて、一関とかもう持ち帰ってございますので、この辺の構成は建物は綺麗足並みそろえて最終的にべて7日、7日。
0:26:46	いうところで合わせる必要があるかなっていう所ベースでその中でばらつきっていうのはどこまでっていうところなんですけども、今分かれているところとしてはばらつきがプラマイのて言われてるところとか、ばらつきと考えてましてここを分けてたっていうところなんです。
0:27:03	この四つっていうところが今影響評価っていう形で準備するのかなとちょっといたただきの冒頭の話はちょっと違いますけどもこのような形でまとめてたっていうのがこの資料になるというところなんです。以上です。
0:27:19	はい、規制庁紙紙です。ただ、丁寧に書いたこの6ページの話だけで等を丁寧に書いていけばいいだけで基本設計方針でうたってるようなことをおの流れでこういうものたちは、
0:27:39	こういうものたちのようなものをは従来から拡張やってるんだけどみたいな話なんだと思いますけどちょっとばらつきの対応みたいな形で、無理に
0:27:52	それともまとめることによっておかしくなってるんだと思いますので、それはそれで整理いただくとして、ぱっと一関のお話については先ほどお話したとなつてきちんと考えると、整理いただくということでお願いします。
0:28:10	規制庁コサクです。すいません。一家の
0:28:14	1の関東は先ほど言ったので1をイトウくんですけど、そもそもこの2ポツ2ポツ1と2ポツ2ポツ2ってどういう
0:28:24	もので、何で分けているかとか、っていうのが、
0:28:28	趣旨がちょっとよくわからなくて、
0:28:32	実用炉でどうなつて、
0:28:36	ていうようなことも含めてちょっと全体の状況なり考え方っていうのを説明してもらっていいですか。
0:28:43	はい、日本原燃サガワです。
0:28:46	ばらつきのところと隣接対応っていうところにつきましては、柏崎さんとかを参考にさせていただきまして、同じように別添という形で添付して影響評価の結果をお示しているというところ。
0:29:01	確認してます液状化もね。

0:29:11	規制庁コサクですけど、実炉では何で別添という形にしてるのかっていう理由とか、
0:29:18	も含めてなんですけど。
0:29:20	わかりました。はい、日本原燃サガワです。
0:29:24	ちょっと一部違うんですけども一部違うとか、
0:29:28	実用炉のほうも本当スペクトルと重ね合わせたもので超過するもので見ているっていうのはばらつきで一部違うって申しましたのがちょっと東海さんとかで言いますと、1.5倍したスペクトルっていうところを使っていますので、そこに対して超過した部分を見ますよっていうところがと
0:29:48	3-1ほかの違いかたと隣接建屋につきましては、これ建屋側の応答っていうところでSDをかさ上げたものを暫定的なSs相当っていう形に置き換えて評価を実施していますので、ちょっと設計基準のやり方違うなっていうところで、
0:30:06	本当。
0:30:08	別添という形にしてるっていうこと。
0:30:11	だと理解してございます。以上です。
0:30:14	規制庁コサクです。すいません。専門的な技術的な話ではなくて、そもそも槽類づくりのコンセプトとしてなんで別添なんだと。
0:30:25	ということなんですけど、淡々と評価するものであれば、そう基本設計方針から設計方針評価方針と流れて淡々とその2ポツ2ポツ1の添付書類の耐震計算書の中の1%になるような気がするんですけど。
0:30:42	なぜ分かれてるんだと。
0:30:44	それ出して説明する必要があるんだということの趣旨を聞きたいんです。
0:30:50	サイト間の違いとかを聞きたいんじゃないかと、なんでそういう構成にしてるんだという考え方です。
0:30:58	日本原燃さんがですね、ここにつきましては東海の担当者の方にその識別っていう先ほど自分が申したところは確認しましたけども、じゃあなんでそこまでこれでいいんだというところの深堀がちょっとできてませんでしたので確認いたします。
0:31:14	以上です。
0:31:17	はい、規制庁コサクです。その考え方が第1でそれがカミデが効い龍野ばらつき対応についてはっていう、
0:31:25	表現なのかって言うことに繋がってくるんだと思うんですよね。
0:31:32	そこが整理されてないから、元に戻ると、一関東なんでここに入ってたということにまたなるんだと思っていて、淡々と評価するべきものは添付であり、その添付の中での説明の補足ナビ

0:31:53	加えて何か話をしなきゃいけない事っていうところに、
0:31:57	視点はあるんじゃないかなと思ってますので、その中で影響が大きくて、本体側で言わないと。
0:32:07	具体的には2ポツ2ポツ1の評価に反映しないと基準適合として十分じゃないっていうことであれば、やはりポツ2ポツ1の評価方針なり、
0:32:17	変えなきゃいけないっていうことじゃないかなっていう気もするんで、まあそういうことも含めてですね全体としてどこで何を説明しなきゃいけないのかと。
0:32:28	それが処理構成として何が適切かっていうことを考えてまとめていただければと思います。ここでこういうことを書いていただいたのでお話をしましたけど、私も類型化っていう関係で議論することがあるっていうのはちょっと疑問だったので、
0:32:45	今後どこで、それとの整理をして説明いただくかを含め、整理をいただければと思いますけれども、
0:32:52	整理の方向性として御理解いただければと思います。よろしくお願いします。
0:32:57	はい、日本原電サガワです。コサクさんの指摘としまして妥当性考え方、それで本当にいいのかっていうところだと理解してますんでそこについては少し深掘り足りなかったんで、この東海さんとかにも確認して、ここでいいんだ懸念はこうするんだという考え方を述べるようにしたいということで考えてございますと、そうなったときに、
0:33:16	この資料に修正するというのは確かに違うと思いますのでこれは類型化でやりたいことっていうところとハラダんと影響評価って言われるものの考え方については、建物が協力して、考え方述べるようにしたいと思います。以上です。
0:33:38	ちょっとコサクです。念のため申し上げますけど、実用炉と全く同じしなきゃいけないわけではなくて、整理をした結果、意見としては、ろうあこうだけど、こちらとしてはこういうふうにまとめたいというようなことはいいんで。
0:33:54	より合理的、効率的に説明ができるようにしていただければと思います。さっきちょっと話を広げると添付書類の構成とかでもう
0:34:09	先ほど上出が言ってたように、必ずしも累計と合ってるようでございになってないとかっていうのがありましたけど、私もそう思ってますので、
0:34:18	その間でもうまく説明がされればいいのかもしいですけどあまりその過去、
0:34:25	先行例でこうやってたからっていうのにこだわる必要はないと思ってます。装填もこういう状況でこうしたいっていうのを言っていただければ認識合わせをできると思いますのでよろしくお願いします。

0:34:41	はい、日本原燃サガワです。今のアドバイスとかこういう言い方良くないんですけど、考え方に対して原燃としてこうするということをしっかり考えて述べるっていうことは理解しましたので、説明させてください。以上です。
0:35:09	その他、規制庁側から本資料につきまして確認事項ございますでしょうか。
0:35:19	よろしいでしょうか。
0:35:22	それでは日本原燃の方からすると本資料の修正方針について説明をお願いします。
0:35:32	はい、日本原燃サガワです。この本資料なんですけども、言葉足らず強化が足りないというところが多々見受けられるっていうところが大きな修正ポイントかなって考えてございます。さらに、この資料で書くべきことかっているところをもうちよっと深掘りして書き過ぎちゃってるんで。
0:35:50	類型化でやりたいことっていうのはこういうことだっていうのを伝えられるような資料構成に見直す必要があるところで考えておりますと、それとは別にイトウ別添対応とか、添付対応っていうところで、特にばらつき絡みのところですけども、どういうふうに
0:36:06	やっていくかっていうのはこの資料とは別のところで説明する必要があるというところで理解してございますので、ここについては、建物側と協力して説明できるように準備いたします。さらにの側の考え方を踏まえて原燃としてこうだっているところをちゃんとしっかり整理します。以上です。
0:36:29	規制庁の古作です。すいません。1点忘れちゃったけども、言う必要もないかもしれないんですけど、先ほど1.2Ssの話ありましたけど、条文が33条だけになって、36条が書かれてないっていう
0:36:46	ところは、
0:36:49	またここで書き間違えただけであって、全体としては整理を進めておられると思っいいいですよね。
0:37:06	メイフレームタニグチです。今の1と2社さんの話重大事故等対処設備でちゃんと重大事故が成立しますかっていう評価を記載をすることと考えていますので、そういったことで36条にも含まれますということで整理をしています。
0:37:23	ちょっと具体的に記載すみませんまた御提示できてませんが、一応社内ではそんなことで検討を進めています。
0:37:29	以上でございます。
0:37:31	はい、規制庁コサクです。
0:37:34	その36条の機能維持Gの設計方針からこれ要求としてdあってそれが耐震計算書に飛ばされて、ページ融合されて評価をしていくと。



0:37:48	いうコンセプトが本当であれば、今日の 6 ページの 2 ポツ 2 ポツ 1 に分かれていないというのも書くんだったらそういうことを書いてなきやいけなかったところで理解が十分浸透してないのかなという不安になったので、終了しました。
0:38:05	今後、この部分の記載もまた変わってくると思いますので、衛星今後の整理の中で適切に全体はもう展開していただければと思います。よろしくお願いします。
0:38:18	日本原燃の谷口です。承知いたしましたの社内のまだちょっと検討しているところがありましたので、見解不十分でしたがきちんと考え方を整理して、資料にまとめたいと思います。以上でございます。
0:38:40	規制庁の武田です。それでは次の資料の確認に進みたいと思います。
0:38:46	次の資料が耐震建物 08 ですね、こちらの確認進めたいと思います。
0:38:53	日本原燃の方から本震につきまして説明があればお願いします。
0:38:59	はい、日本のオガセでございます。耐震建物 08、地盤モデルに関するところでございますがこちら補足説明資料をAr7としてを今回お出したものでございます。目次のほうで今回直してきたところ概要について御説明だけさせていただきます。2 ページのところの目次でございます。
0:39:16	今回なんですけれどもこれまでの会合資料向けのアヒアリングというところでもお示しております通り第 1 回の申請、こちらにつきましては今まで御説明していた直下地盤モデル、こちらに切り換えた形で評価のほうを実施いたしますので、それに基づいてそれにのっとったような形の補足説明資料全体の再構成をさせていただきます。
0:39:36	また併せて会合資料のほうでも御説明しておりますが、第 2 回申請以降、これにつきましては大方針として、そのあと二次元地盤モデル、こういったものを使っていきますよというところについては、この資料のほうには、本来本震のほうには期待をさせていただいております。これこちらの目次で下のほうに参考で建物構築物の耐震評価結果という
0:39:56	三坑つけてございますが、こちらにつきましては第 1 回申請でその直下地盤モデルに切り換えた上で、耐震計算書地震応答計算書そういったものを差し替えて最終的には補正になるというふうなところにイメージをしているところでございますので、その補正案といいますかその現状こういうふうにし込みますというところについて参考資料として、
0:40:16	こちらの 08 の資料のほうにつけさせていただくこととしてでございます。本日動解ではこの地震応答計算書へ燃料加工建屋と冷却塔のところですが、についてお示しております、その他の耐震計算書後は 2 方向の評価結果でそういったものにつきましては現在の最終的なSEの方をしているところでして、

0:40:33	耐震性を成立の結果の見通しは立っているんですが、ちょっと資料下のほうした上で今後のほうで提示をさせていただくことを考えております。こちらの資料については、御説明以上でございます。
0:40:47	規制庁の武田です。はい、ありがとうございます。では本資料につきまして規制庁側から確認事項ありましたらお願いします。
0:40:57	規制庁ハバサキです。
0:40:59	資料のほうなんですけど 109 ページ原料加工建屋をの量とか自分所断水へモデルのところの説明のところなんですけども、今回原料加工建屋については当初、
0:41:16	の地盤ですと、需要面まで水平営農側面ばねを考慮してたんですけども、直下地盤になることによって、そもそも所造成モリノ納品を非常に大きくなると。
0:41:30	いうことでも側面地盤ばねを外したと、先ほど隣接述べましたような話にそういう変更がなされてますんで、109 ページのところにてですね
0:41:43	直下地盤では、造成モリノ今の説明したような話を書いてあるんですが、これ以前も指摘したんですけれども、直下地盤の場合、どうぞ造成モリノも含めてなんですけれども、地盤を地盤も、
0:41:59	最大応答値分布ですね、深さ方向、それを示してくださいという、こちらからお話をしてきたと思いますので、介護資料には、一番された記憶もあるんですけれども、今回この資料には、
0:42:16	それが見当たらないんですが、こちら用意されるというふうに思っておけばよろしいんでしょうか。
0:42:22	日本原燃のオガセでございます。ただいまの御指摘なんですけれども、地盤ばねの設定のほうの補足説明資料がこれとは別にございまして、そちらのほうで適用範囲のところも確認しているところでひずみのほうの分布の方もお出ししますんで、ちょっとこの資料ではなく、地盤ばねの設定のところの資料のほうでそちらのほうについては準備した上で、
0:42:41	ご提示のほうさせていただこうと考えております。以上です。
0:42:45	規制庁ハバサキです。説明理解しました。やはりこの 100 ページにも、その地盤ばねは考慮しないということもあるので、今、別の資料ということがあるんならば、その資料とのひもづけをするなりしてですね、
0:43:04	今回の地盤モデルの応答分布とあわせて同性モリノに関してはこのぐらいのひずみになるから、側面地盤ばねは外していることにしたっていうのがわかる形でですね、資料のほうを作成して参りたいというふうに思いますんで。
0:43:20	それはSsで 1.2Ssすべてということで理解しておけばよろしいんでしょうか。

0:43:27	はい、日本原燃のオガセでございます。地盤のひずみの分布につきましてこの地盤モデルのこの資料の参考に買い付けている計算書、この中にはつけるということで了解いたしました。その際に付けるものにつきましては、SSSで意見にそれらについてすべてつけるようにし作成させていただきます。以上です。
0:43:46	規制庁ハバサキです。
0:43:48	あとこれも109ページのところの文章の充実になるかと思うんですけど、基本的には今その評価としてはSsの基本係数でそういう判断をされてるんですけども、結果的にはSDであっても側面地盤ばねは造成モリノ部分については考慮しないというモデル化。
0:44:07	今とされているというふうに思いますので、装填もやはり説明をどっかにしてもらいたいというふうに思ってますが、それは可能でしょうか。
0:44:16	日本のオガセでございます。おっしゃる通りの方針で現在評価のほうやっているとございますので、その旨をわかるように文章の追記をさせていただきます。
0:44:26	規制庁ハバサキです。はい。
0:44:28	同じちょっと105ペア509ページなんですけれどもこれはちょっと記載だけの問題なんかもかもしれませんけれども、109ページ下から3パラグラフの下から3行目なんですけど、
0:44:44	中段ぐらい中程が地盤定数についてはひずみ依存性を考慮して求めた等価物性値を求めると用いるという記載がありますのでその通りに評価されているというふうに理解してますけれども、
0:44:59	同じPA建屋の151ページ、鉛直方向モデルについてなんですけど、これ上から三つかぐらいのパラグラフに全島は同じ文書が入ってるんですけども、
0:45:15	先ほど水位計のところにあった等価物性値を用いるという表現がありません。
0:45:21	これは特に受講後株設置を用いてないということではないかと思うんですけども、装填いかがですか。
0:45:30	日本原燃のオガセでございます。忙しいわけありません記載のものでございます水平の鉛直も良好あの等価物性値に基づいた評価としておりますので、鉛直方向のところ適切な記載を追加させていただきます。以上です。
0:45:43	規制庁ハバサキです。後から出てくる4B以下なのでについてもですね、上空での延長方向モデルの地盤の記載のところについてはですね、先ほどと同じようになってましたので、
0:45:59	ちょっと記載のほう、適切な人につきまといという思います。
0:46:05	日本原燃のオガセリスクかしまりました。

0:46:09	それからですね。
0:46:23	ちょっと先に飛びますけれども、
0:46:26	300 と 355 ページ、それと 360 ページをちょっと開いていただきたいんですが、 ここの
0:46:32	うん 4B の地盤モデルの件なんですけれども、
0:46:38	4 弁に関しては、
0:46:41	努めて 60 ページの表見ると一番上のMMRっていうところに対しては、アスタ リスクで一番大量に許可時の支持地盤の 5cm を用いるということで陽圧化 空調の分析をそのまま用いるということになったかと思います。
0:46:58	これ 360 ページの注記だけではなくて 355 ページのほうのですね、地盤のモ デル化の方にもきちんとそれは記載をしてもらいたいというふうに思いま すが、その理解はよろしいですかまずは、
0:47:13	日本原燃のオガセでございますただいまおっしゃっておりました表にあります ※1 のところの内容こちらについて文章のほうにも反映ということで拝承して おります。
0:47:25	はい。規制庁幅だケースを記載の充実ということでですねこちらから何点か話 をしました
0:47:33	とりあえず私の方から以上になります。
0:47:40	規制庁の木戸です。それは本資料につきましてその他確認事項ございますで しょうか。
0:47:57	よろしいでしょうか。
0:47:59	はい、ではよろしければ日本原燃のほうから本市につきまして修正方針につ いて説明をお願いします。
0:48:07	日本へのオガセでございます。ただいまこちら耐震建物 08 のほうでございま すが、記載について経産省関係のところでのですね。ひずみの値ですとか、あ とは必要な意味もあるの説明ですがそういったところ、本日御指摘をいただき ましたので、こちら修正の上、
0:48:23	とか、
0:48:25	9 月の月上旬に提出できるように動くようにさせていただきます。以上でございま す。
0:48:36	規制庁タケダです。ありがとうございます。
0:48:40	それでは次の資料の確認に進みたいと思います。
0:48:44	次の資料が耐震建物 23 ですね、こちらの資料につきまして、説明がございま すのでお願いいたします。

0:48:53	はい、日本原燃ハラダですねと耐震建物 23、R3 になります。8 月 20 日提出の資料になります。
0:49:02	こちらのほうですが、前回ヒアリングのコメントを踏まえまして反映しました。課長が下線の通りとなっております。また反映し切れてない課長がございまして、大きく三つございます。一つは杭基礎の
0:49:19	耐震強化です。これはほぼほぼ見直しになりますというところ。
0:49:25	それから度直下モデルって今評価を見直してございますが、その結果によって表現と変わる部分があるというところはすべて強いところに明記してございますが、
0:49:38	それから三つ目パー維持管理のところですね、ジャックス拘束ブレスの
0:49:44	こちら、
0:49:46	現状、67 ページになりますけれども、
0:49:51	まず考え方は作文しましたと。
0:49:57	どう下に修正中となっておりますけれども、
0:50:01	こちらのほうは私社内調整がとれてない部分があるので、このような記載をしております。具体的には(2)の解析による状態確認と書いてある部分がございますけれども、ここのクライテリアですね。
0:50:17	現状の記載の基準地震動のSsと同レベルの地震の発生と、
0:50:23	してございますけれども、ここをちょっと策社内調整中だということでございます。こちらの保安規定に移り展開していくんですが、保安規定側の記載ぶりですね、ちょっと生後学校図る必要があるんだと考えておましてですね。
0:50:40	その調整が取れば、修正中というステータスが外れるということになります。
0:50:47	説明は以上です。
0:50:52	規制庁の武田です。はい、ありがとうございます。それでは規制庁 5 この本震につきまして確認事項ありましたらお願いいたします。
0:51:02	規制庁ハバサキです。いいですか。今説明ありましたようにこの資料まだいつか前こちらがコメントPIだったりいろいろ作業がまだ進捗中、ということで、そういう前提でしまうので、あまり
0:51:19	細かな話で言いますか記載等についてはですね今日のコメントとしては外すようにしますがまずちょっと確認ですけど見 14 ページを全体評価フローといいいますか、このフロー自体は
0:51:34	見直すということでまずよろしいですね。
0:51:43	はい、日本原燃のハラダですね、こちらのフローは前回からコメントを反映しまして、見直しましたというステータスです。

0:51:53	ちょっと見直した結果ですかこれは、
0:52:00	日本原燃ハラダで設定を見直した結果、
0:52:05	認識してございます。これは昨日のパワポのフローと、
0:52:11	これ違うような
0:52:14	気がしますが、同じもんですか。
0:52:17	日本原燃の原です。パワポのほうにはこちらかなり細か過ぎますので、多分には簡略化したものを載せたという整理をしてございます。
0:52:33	規制庁ハバサキですわかりましたじゃあサポートは使い分けがされて 24 ページはこれはもう反映済みということですか、わかりました
0:52:44	いや、ちょっとそういう観点でもう 1 回見てみますけれども、
0:52:50	パワーアップ違うんかはわかりました。はい。
0:52:55	あと 25 ページに行きますけれども、地盤物性値についてもこれも直下地盤踏み込んで変更されるということでもよろしいですか。
0:53:07	はい。日本原燃原です。その通りです。すいません飛行機してございませんでした表記するようにします。はい。
0:53:16	変更ということで確認しました。あとですね、ちょっとこれは記載の話なんですけど 36 ページからフレームの応力つうまあ落ち着いてるんですけども、これ関連を示すことは可能でしょうか。
0:53:32	関連っていうのは、例えばモーメントならば、
0:53:37	例えば 1 人が何kmとメーターであるとかですね、何かこの二つだけ見て、どう判断したらいいのかが今ひとつわからないんですけども。
0:53:51	日本原燃の佐藤でございます。コメントの件承知しましたコンターのオレンジ等追加してわかりやすく表現するよういたします。以上です。
0:54:01	地域ハバサキです。それで、35 ページからのところ内容なんですけども内容としては理解一つ持っていくんですけれどもこれ審査会合物置にこちらからこのとしましてはですね。
0:54:18	現行の評価結果あが三次元モデルとの比較で部材レベルで妥当である保守的であることを確認することという指摘に対する答えの資料、
0:54:32	当理解すればいいんですけどこの
0:54:34	35 ページからの内容は、
0:54:42	はい。
0:54:44	日本原燃の佐藤でございます。鉄のいわゆる別紙 1-1、この防護ネットに対する本人の流れとしてはあまり三次元モデルの挙動を示すという構成にしまして、

0:54:56	別添 1 のほうに具体的に支店系モデルと挙動の比較をしましたという方で、こちらのほう比較は別添のほうに飛ばすという構成にさせていただきます。以上です。
0:55:09	一応ハバサキですが、
0:55:14	こちらの 23、そっか。
0:55:17	県のほうにトガシたということなんですが、
0:55:23	例えばそ 35 ページGの内容の連続勤務して説明というのは、
0:55:31	それは考えられなかったんですか、ちょっと別に通すという、その趣旨は標榜しているんでしょうか。
0:55:45	日本原燃佐藤でございます。前回のヒアリングのコメント踏まえまして、あくまで全体の 3 事業としての共同踏まえた上で、そこから三次元の引か三次元と質点系の比較というストーリーつなげられるように構成を考えたんですけども、いかがでしょうか。
0:56:01	そうです。
0:56:05	はい。
0:56:08	規制庁幅が大きいですがけれども、今言われてる別添Aについてはまだ内容は、
0:56:18	すべてできてないという理解でいいんですか。
0:56:23	はい。
0:56:28	知っている検査等でございます。失点系モデルと 3 人フレームモデルの挙動の比較という部分に関してはすべて比較的顔出ししていますとは一方で理解できませんでした。1 日ハバサキさんの数だけまでじゃなくて、ウワーやっている連携モデルの応答を使って三次元のモデルの静的解析で設計を
0:56:48	以前わけですから、その静的解析等三次元モデルの動的解析の比較で、現行のやり方、評価結果が妥当であることを示すことっていう、そういう趣旨でこちらを戻したんですけれども、
0:57:02	その内容になってるんですか。
0:57:06	いよぎんの佐藤でございます。はい、御理解の通りで、何かございません。
0:57:13	それこそオガセませんで、今おっしゃった内容が別添 1 に書いてございます。以上です。
0:57:27	規制庁ハバサキです別添 1 を事前に見てですね、あれまで同じこと前っていうのは過去の、先ほど 35 ページかなと、何が違うんだろうということで、
0:57:40	悩んだんですけれども、具体的に私が先ほど言ったコメントに対する回答っていうのは、別表 1 をどこに書いてありますか。
0:57:49	はい。

0:58:00	日本原燃の佐藤でございます。例えば比較結果のうち部材力、shall経費だつたりという表は 101 年番号で 101 ページの第 4-2 強に期待してございます。
0:58:13	委託とコサクベースの降伏状況の比較等で時刻歴のDt/10 でやっぱり沈みた時してリスクの比較であったりを 103 ページに載せたりをしてございます。以上です。
0:58:27	規制庁法ハバサキですけれども、例えば 101 ページで表で比較されてまして指定系モデルっていうのが現行の評価結果ですよ。
0:58:41	日本原燃佐藤でございます。おっしゃる通りです。ちょっと第 4-2 表のほうで失点系モデル評価と書いたりし点検モデルと書いてあるで表記が統一されていないのでそこはちょっと修正させていただきます。以上です。
0:58:59	わかりました規制庁ハバサキですけれども、
0:59:02	それを審判劣等から別ねアウトプットっていうのは、98 ページからの連続で見てるんですけども、ちょっとわかりにくいんで、先ほどの記載も含めてなんですけどちょっと
0:59:17	別添金については、かなりこれ修正中だとか
0:59:23	もうされてるっていうこともあるかと思って便利ではまだ二段の状態かというふうに思ってますけども、これは
0:59:34	現行の評価結果との比較という意味ではもうこれがすべてですか。そうしますと、95 \$ から 104 ページますメキのことで理解してございます。
0:59:44	日本原燃佐藤でございます通りです。
0:59:47	整地幅野わかりましたちょっとその観点でもう 1 回これに直しましたけれども、はい、現行の現状の状態としては理解しました。
1:00:00	それでちょっと次の確認入りますけれども、
1:00:06	61 ページから荷重の説明があつて、うん。そう。これ前回コメント、こちらからしていきましてはですねコミットしました。差異が、
1:00:20	状況条件について説明をして参りましたわかりやすくなったと思いますが、ちょっとこれで確認なんですけれども、
1:00:32	まず、鉛直と。
1:00:33	こうこうですね後 62 ページの 52 ページの予備方向の地震力ってこれは、
1:00:42	売買代金力ですか頻度かなんかですか。
1:00:54	日本原燃の佐藤でございます。前だったはずですけども、加速度を設定荷重として入力しているという図式になってございます。以上です。
1:01:04	委員長ハバサキ実いや振動換算で等と言われました。
1:01:10	ちょっと、
1:01:12	ほかは荷重で考えていけばいいんですよ。



1:01:14	電力で。
1:01:18	原則でございます通りです。
1:01:21	出ちゃうわけです。ちょっとば細かいといった根幹ですけど、今使い分けてる話をにつき過重労働さ以下の条件については、ちょっと記載のほうをお願いしたいというふうに思いますが、もう1点。
1:01:36	所モーメントについては、
1:01:39	特にでもないんですけども、ものどう扱われてるんでしょうか。
1:01:59	ちょっと三菱重工TBですけれども、
1:02:01	今までとモーメントちゃってるのは地震課長で走ら等に発生するモーメントをどのように入力しているのかという質問という理解でよろしいでしょうか。
1:02:11	規制庁ハバサキですおっしゃる通りですね。
1:02:14	そういうことであれば、第3-3図の2分の2の地震荷重ということで、水平高校のせん断力、総せん断力を入力してございますので、この層せん断力を入力すると、この学校柱梁に対しては同等のコメントが発生する状態になるというふうに認識してございます。以上です。
1:02:34	時ちゃうわけです。わかりました。イトウ。
1:02:38	今この構造履修からハヤカワ曲げのようなものは必要ないということですね。
1:02:51	三菱銀行ためですけれども、
1:02:54	今部長の御質問が聞き取りなくてモーメント規制庁ハバサキです。駒込というものは今ここでは発生しないといった行動しなくていいという、そういう解釈でいいですか。
1:03:08	水道がせん断力入力することで、柱に三菱みたいですが、とせん断力を入力することで柱梁に対してを地震力と地震動によって発生するモーメントが入手できるというふうによく採用する。
1:03:26	状態になるというふうに認識してございますが、などですので、個別にモーメントとして入力者がいないという認識でございます。以上です。
1:03:34	ハバサキわかりました。感染によるが曲げっていうのはここではポンチ絵ないということで、そういったいしました。それでよろしいですね。
1:03:45	はい、委員長代理その通りでございます。はい。資料に対しましたと。
1:03:55	はい。
1:03:56	信用23番については私の方から以上です。
1:04:03	規制庁の武田です。その他23につきまして、規制庁側から確認事項ございませんでしょうか。
1:04:12	はい。

1:04:18	キクチ
1:04:22	規制庁の武田です。では、よろしければ日本原燃の方から本資料の修正方針について説明をお願いします。
1:04:33	はい、日本原燃ハラダです。修正方針としましては、また日刊の部分がございますので、杭基礎とかそちらの今後か聞こえていくとともに、本日ちょっとわかりにくいと。
1:04:49	いうコメントが幾つかございましたので、そこを修正を加えた上で再度提出したいと思います。以上です。
1:05:03	規制庁の武田です。
1:05:06	ありがとうございました。
1:05:09	それでは本日予定していた確認資料としましては以上となります。
1:05:16	規制庁側から、全体を通して何か確認事項等ございますでしょうか。
1:05:26	規制とツガネですけれどもすいません審査会合資料って今どんな感じになってますでしょうか。
1:05:34	日本原燃の藤尾です。今審査会合資料をまとめてできてこれから
1:05:40	突き抜けて流してソフトと思ってます。
1:05:44	一つの連鎖何時ごろになりますでしょうか。今まさに工事範囲までには送ります。
1:05:54	きちっとつながります。はい、理解しました。以上です。よろしくお願いします。
1:06:02	規制庁込みフェイス私も会合資料についてなんですけど、
1:06:07	もう話に出ている竜巻棒を
1:06:13	ネットの気相の話なんですけど、一応前回のヒアリングでは明日のヒアリングの中ではないでしょうか。血糖するかは、決められない答えられないということだったんですけど、現段階でもし決まっていれば、
1:06:30	結果を教えていただきたいんですけど状況はいかがですか。
1:06:44	2年サトウです。
1:06:47	申し訳ございません鋭意
1:06:51	液状化した際の有効応力解析のちょっと進展が
1:06:59	思わしくないっていうところもありまして、
1:07:04	解析結果につきましてはちょっと
1:07:07	検証できたものが今お出しできるような状態にならないというふうに考えております。
1:07:20	規制庁カミデです未東京結果の見通しはそういうことを
1:07:27	なんだと理解しますが、その上で、会合でどこまで何を説明することそもそも会合で扱うのかっていうところの検討状況はこうです。

1:07:43	日本原燃の佐藤です。
1:07:46	従来
1:07:49	養護学校の設計の方針なり、体系なり経営といったところが
1:07:59	審査会合で、
1:08:02	説明がちゃんとできていなかった点も踏まえて方針的な変形についてもさ、
1:08:11	ちょっと審査いただきたいというふうに思っておりますので、結果につきましては、
1:08:21	また別途を報告するというような形で進めさせていただきたいと考えております。
1:08:30	町です。
1:08:33	規制庁上出です。今説明あったような会合の進め方というのは、こちら半郷に掲出いただくってことだったんですけど、今日提出いただく会合市場にはもう反映されているのか。
1:08:50	今日出てくるものはまだそれが反映できてなくて、明日また口頭で説明してどうするかっていうのを話しするのかっていうのは、その作ろうどちらでしょうか。
1:09:05	じゃあにおいてサトウです。ちょっと資料を
1:09:09	でも、本震的な部分については、
1:09:13	改定しまして、どういうお見せできると思いますので、結果のところについては、また追ってという形になりますんでそこは一度議論させていただきたいと思います。
1:09:31	規制庁カミデです。そうすると、まず今日出てくるという資料の方針部分についてはそちらとしてはもう十分整理がされて会合で説明する準備が整っているものとして形成されるということで理解しましたけど間違いないですかね。
1:09:51	日本原燃佐藤です。そのように進めさせていただきたいと思います。
1:09:59	はい、規制庁紙ベースどう進めるかっていう我々のちょっと確認のどれぐらいできてんを置いて確認するかっていうところだったんですけど、ちゃんと検討して説明したもってことなのでわかりましたのではございます。
1:10:16	ちょっとごめんなさい訂正させてください。日本原燃の永田でございます。立上り方向ネットのですね評価手法については、しっかり書き込んであるというつもりでおりますけれども、評価結果ですねここは築地にさせていただいておりますので、
1:10:32	先ほどおっしゃっていただいた通りですねその結果下までぎりぎり待ちたいと思いますのでその辺の審査会合に向けて結果まで示すか更新に止めるかと

	<p>いうところはまた改めて明日御相談させていただければというふうに思います。よろしくをお願いします。</p>
1:10:53	<p>はい、規制庁かみさんの状況はわかりますので、アンチ提出をお願いします。以上です。</p>
1:11:00	<p>日本原燃ムラノです。ちょっとどういうことやってるかっていうことだけお知らせしておこうと思います。今液状化評価液状化の評価を受けてそれを学校側の</p>
1:11:12	<p>登録評価の入力条件として受け取って評価するという流れの中で、多少応力比が厳しい結果が出てるといった状況の改善をしています。</p>
1:11:22	<p>一つ見込みとしては、内気力は今通常ですね発言のような条件でモデルを組んでやってるっていうことを受けて学校評価をしてるんですがいろんなところに余裕の要素があります。</p>
1:11:39	<p>ので窓の余裕をどのように急いだら、</p>
1:11:44	<p>合理的な評価になるかっていうところに少し取り組みの力点を置いて調整しているということです。すべての血糖審査会合までずっと全部終わらせるっていうのは費解析に時間がかかりますんで、厳しい状況になってますけれども見通しとしてですね。</p>
1:12:00	<p>計算してあるやり方で計算していけば、動力費として合理的な与えが出ると</p>
1:12:11	<p>基準値であるというような結果が見通しが得られればですね、評価方針について審査会合で審議いただきたいというふうに思ってますので、そんな見通しを得る作業を明日までもしくはベントライン木曜日金曜日というのはお時間いただくをお願いするかもしれませんが、</p>
1:12:28	<p>取り組んで参りたいというふうに思っております。以上です。</p>
1:12:39	<p>規制庁コサクです。今ご説明いただいたところだと、そういった取り組みは説明いただかなきゃいけない事項かなと。</p>
1:12:49	<p>思っていて、その辺りの内容っていうのはまだ今日提出する資料には書かれていないところなんですかね。</p>
1:12:59	<p>日本原電ですか取り組み書いてごさいません。我々でも、どういう取り組みを捨てるかっていうことについては説明責任があると思っておりますので、できない審査会合っていうところではなくて少し前に説明できるように今していきたいという考えを持っております。以上です。</p>
1:13:19	<p>規制庁、古作です。わかりました。まずそういう点で言うと、結果を説明するところまで来るのであればそういった取り組みも含めてということで資料を追加があり、それを持つ金で、</p>
1:13:35	<p>聞かせていただくと。</p>

1:13:37	ということだと理解をしバーストで一方で今日出てくる資料は、それが書かれていない状態ですけど、結果まで示すような雰囲気のものとして出て、
1:13:52	あるということなんですかね。
1:13:54	日本原電村です。これまで御説明した評価の流れとあと結果のところと追而になっているという形になってますので、今私が申し上げた、少し余裕をのこのころの考慮っていうのは今資料には入ってない状況です。以上です。
1:14:12	規制庁鉦物もわかりました。そうすると、いう場合には、その部分も含めて、新たに入ってくるっていうところで、
1:14:23	ページ。
1:14:24	それがまだいえる段階にないっていうことだとすると、今日提示する資料から結果の部分の提示が抜けてその前の計算の大枠の方針のところと
1:14:39	現状取り組んでますぐらいのものが一行追加されるっていうぐらいのイメージでいけばいいですか。
1:14:48	今人間のムラノです。今のその一行も入ってませんけれども、どういう取り組みをしてるかって書くのはそんな時間かからないと思いますのですいませんもウタ方ですけども、入れようと思えば入れられると思います。ただ、取り組みの中身がちょっとまだフィックスしてませんので、
1:15:05	幾つかのオプションを今検討している状況なので、中身はかけませんけれども、こういう工夫してるっていう部分は入れられるかなと思います。
1:15:14	はい、規制庁コサクです。少なくともこれまでの流れからして全体の話もそうなんですけどあの状況と今後の見通しみたいなことを語ってもらわないとっていうところがあるので、
1:15:29	追加をするなら追加する水位追加しないんだったら今のような文章書くということで検討を進めていただければと思います。よろしくお願いします。
1:15:38	運用面でムラノです。文書であれば、小一時間で考えられると思いますので、入れさせていただいてですよと思います。よろしくお願いします。以上です。
1:16:09	規制庁の武田です。その他連絡事項、もしくは確認事項等ございますでしょうか。
1:16:17	規制庁ツガネですけども、ただいまの件なんですけど、審査会合自体が月曜日で得て、資料の9ページはその前になるんでも金に議論した第4系のが、審査会合の資料に取り込めないんじゃないかと思うんですけども、その辺りいかがでしょうか。
1:16:47	はい。
1:16:49	日本原燃の藤吉つまり3今おっしゃってるようなも付近の議論を踏まえたというところはあるかと思うんですけど、この資料の最終ページ数のリミットをちよっ

	と事務局でも調整させていただいて、また今後作る資料提出の見込みなんかを当然させていただければと思うんですが、
1:17:10	よろしいでしょうか。
1:17:37	規制庁コサクです。前からお話ししてますけど、そもそも何で今回の会合で終わりにしたいのかっていうことが理解できなくて、
1:17:49	補正に向けた作業って相当滞ってますね、
1:17:53	今後の所要時間って相当かかると思ってるんですよ。
1:17:58	そうすると会合を終わりにしたところで何の意味もなくて、どうしていきたいのかっていうことがちょっとよく全体の方針としてよくわかんない。
1:18:10	ですよ。説明できるものであれば、してもらうの構わないんですけど、無理くりやる必要はないかなっていうふうに思ってます。その上で、
1:18:21	どう進められる加味しつつ進めたいから主体できるかどうかやるかっていうのは、また資料提示時期とかです。事務的に御連絡いただければと思うんですけど、全体よく考えて対応いただければと思います。
1:18:41	日本原燃のフジノですか、その点も踏まえて調整させていただきます。よろしくお願いします。
1:19:02	はい。
1:19:05	その次ですけども、規制と繋がるですけども、審査会合資料について先ほど宇野さんおっしゃった通り、少し海中を超えた上で出されるということになると、こちらに提出される時間が遅くなるという理解でしょうか。
1:19:23	やっぱりさ、
1:19:26	日本原燃藤井です。ちょっとちょうど今あるので終わったらすぐ考えて送水いたします。
1:19:34	きちっとツガネです。どのくらいの時間になりそうでしょうか。
1:19:41	日本原燃扶助生徒だけ。
1:19:47	ちょっと、
1:19:48	ひとまず今の時期だか、そうさせていただいて、
1:19:53	目次
1:19:55	はい。
1:20:04	日本原燃フジノ佐野
1:20:08	当時 45 分ぐらい目的送付させていただきます。
1:20:14	規制庁津金です。
1:20:16	了解しました。
1:20:25	規制庁の武田です。その他何かございますでしょうか。
1:20:32	日本原燃もよろしいですか。

1:20:35	日本原燃浮上ですはい。日本原燃側対象です。
1:20:40	規制庁タケダです。はい、わかりました。
1:20:43	それでは本日のヒアリングは以上とさせていただきます。お疲れ様でした。
1:20:49	ありがとうございました。